

第30期東京都青少年問題協議会

第3回専門部会

平成27年3月27日（金）

午後 4 時02分開会

○野村青少年課長 お待たせいたしました。

定刻となりましたので、少しおくれておりますけれども、ただいまから「東京都青少年問題協議会第3回専門部会」を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中、専門部会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日のご出欠の状況でございますけれども、加藤副会長、阿部先生、川村先生からはご欠席ということでご連絡いただいております。

審議の前に、本日の資料を卓上にお配りしてございます。

A4の1枚に次第がございます、次第の下が本日の資料となっております。

資料に不足の点がございましたら、ご連絡いただければと存じます。

また、同様に置かせていただいております子供・若者計画の素案につきましては、前回同様でございますが、内容に変更はございません。もし、お入り用でなければ、会議終了後、そのまま机上にお残しいただければと存じます。

また、本日は、一般会議室での会議となります。

マイクの本数が限られておりまして、ご不便をおかけし申しわけございませんが、ご発言の際には、係員がマイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。

また、本日は傍聴の方が若干名いらっしゃいます。傍聴の取り扱いといたしますか、今後の方針につきましては、後ほど次第の6「今後の議論の進め方」についての中でお諮りしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、本日、私のほうが若干喉の調子が非常に悪くて、お聞き苦しい点があり申しわけございませんが、何とぞご了承くださいませよう、よろしくをお願いいたします。

では、今後の進行につきましては、古賀専門部会長をお願いしたいと存じます。

よろしくをお願いいたします。

○古賀部会長 それでは、よろしくをお願いいたします。

年度末のお忙しい時期にお集まりいただきまして、ありがとうございました。

資料、これはクリップで束ねたもの1つと資料4というもの、それに先ほどの素案と、これでよろしいですか。

○野村青少年課長 束ねたもののみで、資料4については部会長のところのみに置かせていた

だいております。

○古賀部会長 私だけです。わかりました。

では、そのような資料の構成ということで、あとは今日プレゼンテーションいただく方々からいただいている資料もおありのようですので、見ていただければと思います。

では、改めまして、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

資料の関係で、最初に坪井委員のほうから先にやっていただくのですか。

私よくわからない。よろしいですか。

○野村青少年課長 そうです。坪井先生に先にお願いしますと。

○古賀部会長 ということで、当初は仁藤先生のほうが先ということだったのですが、反対にというお話なので、坪井委員のほうからお話をいただこうと思います。

内容としては「子どもの権利保障と多機関連携のあり方～カリヨン子どもセンターの活動から～」ということで、資料もこういう立派な冊子やパンフレットを幾つもいただいておりますが、これを使っていただいてお話いただくということで、よろしく願いいたします。

○坪井委員 では、改めまして、お時間を頂戴いたします。

坪井です。どうぞよろしく願いいたします。

30分ほどということによろしゅうございますね。

それでは、私のほうからは、社会福祉法人カリヨン子どもセンターの活動からのご報告をさせていただきながら、今回の青少年問題協議会の専門部会での議論にぜひとも参考にさせていただきたい「子どもの権利保障」ということと「多機関連携」ということについて、発言をさせていただければと思っております。

まず、カリヨン子どもセンターというものがどうしてできて、何をしているかというものをざっとお話しをさせていただこうと思っております。

お配りしております「響きあいの10年」という記念誌、それからパンフレットのこれは刷り上がったばかりで、今年10年を迎えまして、1年かかってさまざまな方たちと一緒につくってきたパンフレットでございます。

傍聴の方には申しわけありません。部数がなくて、通常、私たちが使わせていただいているパンフレットしかお配りできないのですけれども、それをご覧いただければと思います。そもそも、私たち弁護士は、東京弁護士会で、子どもの人権救済センターという、子供たちからの相談窓口を運営しています。

ここには150名の弁護士が交代で相談に当たるといふ子供からの電話と面接相談を無料で当たるといふ組織をつくっております、1987年から本格実施をしておりますので、28年間にわたってこの相談機関を運営しています、

学校問題が非常に当初は多かったのです。90%ぐらいが学校で苦しむいじめ、不登校の相談だったのですが、この十数年ぐらい前から地域、家庭で苦しむ子供たちの相談が増えておりまして、現在は半分ぐらいが虐待や非行で苦しむ子供たちの相談、子供さんを抱えた親御さんの相談も含めて、そうしたパーセンテージになっています。ここでは、それこそこの専門部会の対象になる家庭になかなか居場所のない困難を抱えた子供たちからの直接の相談を弁護士が受けるという現場になっているわけです。

そこで出会う子供たちの現実というのは、私たちの想像を絶するものでして、私も27年前にこの相談員になって、当初は子供の相談ぐらいだったら何とかなるだろうというような思いでこの相談員になったのですが、現実に相談員になってみて、余りに子供たちの苦しさを壮絶な現実に打ちのめされ続けてきています。

それに対して、大人が何ができるのかということに関しても、本当に自分の直面したときの無力感というものに打ちのめされる。もう逃げ出したいぐらいの無力感に打ちのめされ続けてきたというのが正直なところであります。

ただ、しかし、目の前にその子たちがいる以上、逃げ出せなかったというだけのことで、これまで何ができたというわけではないのですが、この子たちと生きるしかなかったというのが、置かれてしまった役割だったのだろうと思っています。

そうした中で、帰るところがないという子供たち、どうしていいかわからない子供たちがとにかく多いのですが、その中でも、今晚泊まるところがないのだよと言われて相談に来た14～15歳から19歳まで、ティーンエイジャーと言われている子供たちの今晚帰るところがないという相談を受けるときに、もうとにかく困りました。

児童相談所に行ってごらんさいと。18歳未満は一時保護してもらえるのだよと、法律上はそうなっているとはいえ、ご承知のとおり、一時保護所はとにかく毎日150%、200%という定員超過状態、野戦病院状態で子供たちを保護しております。16歳、17歳の子供たちが家に帰れない、虐待をされていますといったところで、すぐにはいどうぞと入れる場所があるわけではない。弁護士が自分の家へ連れて帰ってきたところで1泊、2泊が関の山だし、その子が本当に安心して生きていけるまでは預かって、三食のご飯をちゃんとしてつくって食べさ

せて、病院にも連れて行って、ハローワークに行っ、学校に行っ、そんなのはとてもではないけれども私たちにはできません。

そうした子供たちと出会うたびに、どうしてこの日本には子どもシェルターがないのかと、今晚こうやって苦しんでいる子供たちの居場所がないのだろうと思っていたわけです。

そうした子供たちを何とか、どこかで安心して24時間守ってくれるところがあれば、せめてそういう場所があれば、私たち弁護士も子供の代理人となって、その子供の話を聞き、親と交渉したり、児童相談所と一緒に連携をしたり、福祉事務所と連携をしたりして、その子の行き先を探していくということのために、外では働くことができるのという、弁護士が子供の代理人として動くということ自体は、私たちもやりたかったのですが、とにかくこの子供たちがしっかり安心して三食食べられて、いつでも誰か大人と一緒にいてもらえるという環境がほしかったということでシェルターが欲しいという夢を持つようになったのですね。

レジュメに書いてありますけれども、そのお芝居が、私たち1994年からお芝居をつくっているのですけれども「もがれた翼」という毎年1作ずつ市民向けに子供たちの現実を訴えるためのお芝居をつくっているのです。いじめですとか、虐待ですとか、少年非行ですとか、その中の2002年にもがれた翼の9回目だったのですが、パート9に「こちらカリヨン子どもセンター」というお芝居を上演いたしました。パンフレットを見ていただきますと、お芝居の写真がどちらのパンフレットにも載っていますが、この「響きあいの10年」もしくは傍聴の方はこちらのパンフレットをあけていただきますと、お芝居の写真がちょっと載っております。

このパンフレットに載っている左側の写真の右から2番目は川村さんです。これはわかると思いますけれども、私たち弁護士が実際に舞台に乗り、弁護士が現実に出会った事件を舞台に脚本にしということでお芝居をやって市民に広げてきたわけです。このパート9のときに、子どもシェルターが欲しいという弁護士の願いを脚本に込めて「こちらカリヨン子どもセンター」というお芝居をやったのです。

このときは、私自身が脚本を書きまして、子どもシェルターが欲しいという思いを何とか脚本に練り込んで舞台に上げました。それが夢の舞台だったです。こんなシェルターがあつたらなど。日本にはないけれどもあつたらなどというお芝居だったのですが、このお芝居をきっかけに1ページ目を見ていただきますと、歩みを書いてありますので「響きあいの10年」の1ページ目を開きながら見ていただければと思いますが、そのお芝居をきっかけにた

くさんの方からのご寄附をいただき、ご支援をいただき、ボランティアの方たちも働き手があり、不動産の提供がありと、本当にすさまじい勢いで1年半、子どもシェルターをつくらうという動きがきまして、2004年6月にNPO法人カリヨン子どもセンターが設立されて「カリヨン子どもの家」というこのパンフレットの一番下にありますガールズと今は呼んでいますが、子どもの家の施設ができたわけです。

当初は、男女一緒に受け入れておりました。一軒家です。それぞれの子供の個室がありまして、居間があり、キッチンがあり、みんな家庭的な雰囲気の中で子供たちが大体4人から5人の子供が暮らせるようになっていたところになっていたわけです。

ここへ入ってくる子供たちのほとんどが14歳から19歳、一番多い子供たちが16、17の子供たちです。現在まで10年間で約300名の子供がここに避難をしてきているわけですが、女の子が4分の3以上です。女の子の16歳、17歳の行き場のなさ、後で仁藤さんのお話にもつながるのだと思いますけれども、女の子たちの居場所のなさというのは顕著です。

こうして、シェルターに来ました。その後、シェルターに来て、弁護士が代理人になり、児童相談所に虐待通告をし、そうした中で子供たちの支援が始まっていくわけです。

親との間の交渉をして、親権者が虐待をしていたということを認めてくれるというのは、なかなか難しいことで「自分たちはしつけだったのだ」と。あるいは「あの子がわがままだったのだ」とか「勝手にしろと、あんたたちが連れて行った以上はもう面倒みない」と、いろいろ親たちは言います。

子供たちも、あの家に帰ったらまた同じことが繰り返されるということで、帰らないという選択をする子供たちも多く、家に帰れた子はだんだん減っているのですが、5人に1人、もっと少なくなっているかもわかりません。家に帰れない。ほとんどが中卒の資格しか持っていない子供たちなので、その子供たちが生きていくためにどうするかということで、すぐ出口に困っていきました。その出口として歩みを見ていただきますと、2005年、自立援助ホーム「カリヨンとびらの家」、2006年、自立援助ホーム「カリヨンタヤけ荘」という形で、ここは児童福祉法上の自立援助ホームとして子供たちが就労しながら生きていく場所をつくっていったわけです。

そして、2008年に社会福祉法人の認可を受け、それからデイケア事業というお話をしますが、デイケア事業の「カリヨンハウス」というものをスタートさせ、女の子が余りにも多くて、男女兼用のシェルターでは、男の子が入れなくなったということがあって、2009年に「カ

リヨン子どもの家ボーイズ」ということで、男の子専用のシェルターをつくりました。

こうして4つのホームを、現在、運営しているというところまで来たわけです。

この間に、子どもシェルターが児童福祉法上の事業として認可される道を開きたいということで、厚労省との交渉を続けてきたわけですが、カリヨンに続いて、横浜、名古屋という形で全国にシェルターが立ち上がってきまして「子どもシェルター全国ネットワーク会議」として厚労省と交渉を続けてきました。

2012年、児童福祉法上の自立援助法の特別形態として子どもシェルターが認可を受けるところまでやってきて、2014年、10周年を迎えたということです。この間、これも後ほどお話ししますが、東京都や児童相談所や家庭裁判所、保護観察所、少年院。そうしたところと民間機関のカリヨンが一緒になって「少年相談ネットワーク会議」という連携の会議を立ち上げて、虐待と非行という両方の困難を抱えた子供たちの支援ということを実現してきたという経緯がございます。

ここへ来る子供たちですが、どんな子供が来ているかといいますと、レジユメの2番のところで幾つか分類はしてあるのですが、一番多い子供たちは、とにかく虐待をされて、16、17まで虐待を家で耐えていたという子供たちが多いです。

私たちもそれよりは、弁護士は直接非行少年の付き添い人をやるという形で、非行少年の事件をやるが多かったので、その背後に虐待があるというのはいつも知らされてきたわけです。

だから、家に帰らないという子供はほとんど非行少年になってからあらわれると想定していたのですけれども、実は、それよりは家から直接逃げてくる子供のほうが多いということが最初は驚きでした。

つまり、16、17になるまで、家庭の中で虐待に耐えて、どこにもSOSが出せずにきた子供たちということです。男の子の場合は、中学生ぐらいから非行という形でSOSを出せるという意味で、私は非行はプラスに受けとめているのですが、そこで例えば、警察や児童相談所や家庭裁判所が親子関係の中に介入するという形で虐待が発見されていくということが出来るのだけれども、女の子の場合は、家を一步出ると、性という問題と絡まなくては、野宿できないし、生きていく場所がないということで、売春にかかわるか、強姦や輪姦の被害者になるということがあるので、女の子たちは簡単には家を出られないのだらうと思います。それで、16、17まで我慢をした挙句、シェルターがあるとわかってそこから逃げてくる。最近は高校

生の逃げてくる子供たちが多くなっていて、学校の先生に相談をし、家に帰れないということで、家出の用意をして学校に行き、そのまま先生たちの手引きでシェルターに逃げてくるという子供が増えてきています。

それから、その中には、私たちは教育虐待と呼んでいるのですけれども、親の期待の中で、それに応え過ぎて優等生であり続けた子供たちが高校2年、高校3年生になって、やはりこれはおかしいとして逃げてくるという、立派な家から逃げてくる子供たちもいますし、それから児童養護施設内で、そこから虐待を受けたり、あるいはそこで問題行動があって追い出されたりということで、退園した後、クラスがなくなってしまったり、それから少年院送致に本来ならなくていい子供なのだけれども、審判で受け入れ先がない、家族が帰ってくるなという子供たちが少年院送致となる。

あるいは私たちが付き添い人になった後、少年院に行き、戻ってきたけれども、親が受け入れない、親のところに戻っても、すぐに家を出てくるという子供たち、こういう子供たちがシェルターにやってくるというのが現実です。

シェルター活動というのは、一体何なのだろうというのが、この10年間にわたっての活動を振り返ってみているわけですが、ここへ入ってくる子供たちは、もう本当に1人1人ケースは、ばらばらなので、共通点が何かということと言えないのですが、少なくとも共通点があるとしたら、生まれてこなければよかったと思っているということです。自分は生まれてこなければよかった。死んでしまったほうがいいのだという、通奏低音のようにその気持ちが流れていて、自己否定をするという気持ちが流れている。

シェルターに入ってきて、1、2日は様子を見ているけれども、とにかく大人を信じないということが徹底しているので、大人たちを試し始める。それは誰もみんなやります。大人を試し始めるのは。自傷行為をしたりですとか、リストカットをしたり、暴力を振るったり、うそをついたり、暴言を吐いたり、それからもう本当にひどいときは、家じゅうぼろぼろにされるほど家の中で暴れたりとか、本当にいろいろな形で自傷他害、そういったことをしてみせます。

もちろん、それが精神的な病というところまで至っていれば、入院をしていただかなければならないわけですが、そこまで行く子ではないということで、入院はさせてもらえない。精神科のお医者さんに連れていったところで、薬を与えられて、精神安定剤を与えられて終わりという、そういう子供たちです。なので、その試し行為に耐えていくというのが、この

スタッフも弁護士も本当に大変なのです。初めのころ、私たちも本当になれないころは、この試し行為の中で、大人たちがばらばらぼろぼろになってしまいそうになるということがありました。

どうしたら、この子たちの試し行為に私たちが耐えていけるのだろうかという、そういう中から後で申し上げるスクラム連携ということを実践してくるようになったわけですが、まずは私たちは無力なのだということをみんなで徹底的に自分たちに思わせる。この子たちの人生は、私たちに解決できるような簡単なものではないと。私たちには想像を絶する世界を生き抜いてきた子供たちの人生を大人が解決できるなどと思うなというのがまず鉄則です。

なので、私たちにできるのは、この子たちの傍らにいて、ともに生きると、とにかく1人ぼっちにしないと、それが私たちにできる関の山。それ以上のことができると思うなという、そこからまず徹底しておかないと、バーンアウトしてしまう。何かができる、この子が救えるなどと思ったらバーンアウトしてしまう。なので、とにかく自分たちはこの子たちに寄り添ってそばにいる、1人ぼっちにしないというところだけでいいのだという、スタッフも弁護士もいつもそれを共有しているというところがあります。

スタッフだけでも、弁護士だけでも、お医者さんだけでも、カウンセラーだけでも、児童相談所だけでもどうにもならないので、みんながとにかく一緒になって、1人の子供を真ん中にして抱きしめ続けると、これがスクラム連携という言い方をしているのですけれども、私たち自身が無力だから、みんなでスクラムを組んで1人の子供をとにかく抱きしめ続けようと、ただただ「1人ぼっちにしないよ」ということだけを言いながら。

スクラム連携には2つの意味があって、1つは私たちが無力だから、倒れないために、みんなで支え合ってスクラムを組んでよねというのがあるのですけれども、もう一つは機関と機関の狭間に子供を落っこちさないようにしようと。ここまでは児童相談所の仕事、ここまではスタッフの仕事、ここはお医者さん、ここは弁護士とやりだすと、必ず機関と機関の狭間に子供が落っこちてしまうのですね。そんなことをしている場合ではない。命の危機にある子供を前にして、機関の役割だなんてことを言っている場合ではない。みんな一度機関というそういう役割というものは脱ぎ捨てて、苦しんでいる子供の前にいる1人の大人としてみんなでスクラムを組もうよと、それでこの子の話を聞こうと。何をしたいのかはこの子が決める。この子の話を聞いて、選択肢を私たちも出すけれども、この子が決める。その決めたことを実現するために、何をすべきかをみんなで子供も一緒に考える。そして、その上で

役割分担をするときに、もう一度役割を決め直そうと。弁護士だから、児童相談所だから、福祉事務所だからということ役割分担して、間の機関と機関の狭間に子供を落っこさないという、縦割り行政の狭間に子供落っこさないという、これがスクラム連携の意味合いです。

ですから、そのために、子供のこれからの道を考えるケース会議というものを入居時、ケース会議を1週間以内にやり、それから繰り返すケース会議をやるのですが、さまざまな機関、スタッフ、弁護士、子供自身が入ると。必ず子供自身一緒にケース会議をやる。年齢が14～15歳から19歳という年齢の虐待された子供たちですので、自分自身の言葉で自分自身をちゃんと語ってもらうということが大事だと思っているのです。

こういう形でスクラムを崩さず、いろいろなことがあるのですけれども、子供のそばに居続けるよということがあると、シェルター滞在期間は大体1、2カ月なのですが、このときにふっと子供が心を開いてくれる瞬間が来るのですね。それがどういう形で心を開くかというのは、本当に子供たちによって違うのですが、例えば、ある子はこのごろ、雨の音や風の音が聞こえるよとふっと言い出した。虐待されている子供はぐっと心を閉じて生きていて、雨の音や風の音を聞くという余裕がなかったのだと思います。ここへ来て、三度のご飯が食べることができて、いつでも大人と一緒にいてくれて、話を聞いてくれて、そして自分を大切に話を聞いて、ああしろこうしろというのではなくて、自分の希望を叶えようと必死にみんなが頑張ってくれるという、そういう中で、大人を信じていいかなと思えたときにふっと心が開いてくるという、そういう感じ。だから、雨の音や風の音が聞こえたのだらうと。

あるいは、ある女の子で、教育虐待系の女の子でした。高校三年生だったのですが、母親の虐待で家を出てしまった。出た途端にもう行くところがなくて、すぐにひっかけられてしまいまして、暴力団系の男にひっかけられてしまったのですけれども、本当に怖い風俗系のところに、しかも地方の風俗系のところに飛ばされたのです。本当に奇跡的に学校の先生と友人等の助けで東京まで逃げてくることのできたのですが、その後、18歳で児童相談所に入れないということでシェルターへ来た。本当にこの子は地獄を見てきたのですね。その子がしかし試し行為がすごくて、私たちも翻弄されました。それで彼女に頼んだのです。「お願いだからもうやめて。あなたがそんなことをしなくてもみんなあなたを見ているから、大丈夫だからもうしないで。あなたがこれ以上やったら、スタッフも弁護士もみんなバテてしまう。そしたらカリヨンが崩壊してしまうから、お願いだからやめて」と頼んだら「何で出

ていけと言わないのだよ」と言ったのですね。こちらも「あなたはどこも行くところがなくてカリヨンにたどり着いたのだよね。そのあなたに出ていけと言ったら、死ねということじゃない。私たちはね、子供の命を守りたくてシェルターをつくったのだよ。口が裂けても出ていけとは言わないからね」とこちらもすごんだのですよ。そしたらわーっと泣き出して「出ていけと言われなかったのは初めてだよ」と。今までずっといい子でいなければならない、優等生でいなければならない「言うことが聞けないなら出ていきなさい」と言われてきた。私は家から追い出されたら生きていけない子だった。お父さんもお母さんもそれを知っている。ご飯も炊けないし、お金も稼げない。でも親は私に「出て行け」と言った。私は出ていけないから親の言いなりになってきたと。親は私に「死ね、死ね」と言って私を育ててきたのだと「出ていけ」と言われなかったのは初めてなのだよと言って泣き出ししたりしたのですね。

あるいは「弁護士などどうせ大金もらっているのだろ」とか言われて「どこからお金が出てくると思っているのよと、私たちはあなたたちのご飯代を集めてくるだけで必死なのだから、弁護士の金が出てくるわけじゃないじゃん」と言ったら「何で金ももらえないのにこんなことやっているのだよ」と言うから「あなたの命が大事だからよ」と言ったら「嘘だ」とか言って笑っていましたがけれども、お金のためではなくて、こんなばかなことをしてくれる大人たちがいるのだという、そこで子供がふっと心を開いてくれる、そうしたときにやっと子供たちが大人を信じていいかなとなったとき、どんな子供もあんなに「生きていたってしょうがない、生まれてこなければよかった」と思っていた子供たちなのに、表面上は言っているのに、実はだけれども「本当は生きていきたかったのだよ」「本当は愛されたいのだよ」という、そういう炎をどんな子も燃やしていると、これだけは300人の子供。ここまでのところがシェルターの仕事なのだと思います。

そこから、次の段階へ出ていかなければいけない。親権者との調整ですとか、学校とか、働く場というところの調整を図って、自立援助ホームに移っていったり、住み込み先へ行ったり、高校生のまま逃げてきた子で、どうしても高校を卒業したいという子で、できそうな子は児童養護施設に無理やり入れてもらうということもあるのですけれども、今、本当に東京の児童養護施設はあふれ返っていて、空きがなくて、今は自立援助ホームで高校を卒業させてくれるようになってきているので、大分運用が変わってきておりますが、そんな中で、その後、その後というつながりが大変です。10年たちますと、やはり子供たちも25、26になっ

ているので、卒業した子供が家族の後ろ盾なく、学歴なく、その子たちが25、26になったからすぐに自立できますかという、そういうことではないのです。そこでもう本当に就労が続かなかったり、病気になったり、失恋したり、結婚しましたと思ったらDVで離婚をしたり、妊娠してしまったと言ってかけてきたり、本当にその後の支援というのも、アフターケアという簡単なものではない、児童福祉の枠内ではできない、それこそ今後の課題なのですけれども、切れ目なくこの子たちの30ぐらいになるまでは寄り添い続けて支援するという、それは1つの大きな課題です。

こうした中で、私は子供の人権は何かと、子供の権利とは何かと、難しい言葉ではなくて、その子供たちが何でこんなに苦しんで、死のうとするまで苦しむのか、どうしたらこの子供たちがどういうときに元気になるのかというところから教えてもらったのが、レジユメの2ページ一番上に書いておいたのですけれども、3つの柱なのだとは今は思っているのです。

1つ目は生まれてきてよかったね、ありのままのあなたが生きていていいのだよという、このことが子供たちが確信できないと、生まれてきてよかったのだと確信できないと生きていけない。2つ目が1人ぼっちではないのだよと、私たちはあなたの人生解決してあげないけれども、1人ぼっちにだけはしないという、このことが子供たちに伝わらないと、子供は生きていけない。

3つ目は、でもあなたの道はあなたが選ぶのだ、あなたが歩いていいのだよと、私たちにあなたの道は決められない。あなたの人生はあなたが決めるのだという、この3つのことがきちんと立ち上がっていくときに、子供たちが元気を回復していくのです。

それから、これは決して子供だけの話ではないと、今、思っていますけれども、子供の人権というところから教えてもらった。あらゆる人間の中で立ち上げていかなければいけない人権保障なのだろうなと思っています。

そして、子どもの権利条約は言うに及ばずなのですが、子どもの権利条約は1989年に採択されて、その翌年、1990年に国連が出しました少年非行予防のための国連ガイドラインという文書があるのですが、そこに「子どもとおとなは、対等かつ全面的なパートナーである」という言葉があります。少年非行を防止するための根本的な理念は子どもの権利保障であり、その実践のために子供と大人が対等かつ全面的なパートナーとして生きると。それが子どもの権利保障であるということが書いてあったわけですが、当初、私はこのことに物すごいショックを受けて、子供と大人が対等なパートナーとして生きるなどということはできっこな

いと思いましたね。やはり、私たちは、自分が上にいて、子供が下にいると思っていた1人の大人だったのだと思うのです。

しかし、これをこうやって子供と大人が対等に生きる、逆に言えば大人たちが自分の無力を痛感し、子供たちと平場で対等に敬意を払いながら子供と生きるという、こういうパートナー関係を持つことなしには、困難を抱える子供たちとともに生きることにはできないし、その子供たちの権利保障ということにはできないのだと今は実感しています。

もう時間なので、私たちの現在の課題というのは「子どもシェルター全国ネットワーク会議」といって、ちょっとこれを見ていただいて、パンフレットの11ページをあけていただきますと、現在、子どもシェルターがこれだけ全国12カ所に広がっています。

まだ、あと沖縄とか、福島とか、高知とか、大阪とかで準備が始まっていて、私たちの夢は42都道府県に全部子どもシェルターができるようになって欲しいと思っているわけですが、すけれども、それが全国ネットワーク会議で展開をしていくということと、現実味を帯びてきているのが「ハーフウェイホーム」という私たちの中の次のホームなのですが、シェルターに逃げてきた、しかし余りにも虐待の傷跡が大きくて、1、2カ月終わり、親権者との調整が終わり、もう追いかけることがなくなりました。でもすぐに就労できないという子供がとても多いのです。

この子たちは、もう少しゆっくりと医療を受けたり、カウンセリングを受けたりしながら、ゆっくりと就労に従事していてももらわないとならない。すぐに一般就労をすると、すぐ折れてしまうのですね。だけれども、そういう子供たちが自立援助ホームはなかなか普通に一般就労する子たちが基本なので、あなたはゆっくりでいいのよと言われても、ほかの子たちは働いているのに、私はこんなにゆっくりしてられないみたいなことになる。ゆっくりと医療を受けながら少しずつ働いていくというようなこと、それから、去年あたりは妊娠中絶の女の子が多くて、16歳で妊娠して、絶対中絶しないとあって、出産をすると母子寮があるのですけれども、妊娠4カ月、出産まであと6カ月、どこに置いてくれるかと、置いてくれる場所がない。それから出産をしてしまいました。1カ月で赤ちゃんを乳児院でとられた、そうやって逃げてきた赤ちゃんと暮らしたいと言っている子供が去年2人続けて来たのですけれども、やはりそういう妊娠・出産というところにいる子供たちを本当に子供として守るという施設はなくて、そういう子供たち、シェルターからは出られるようになったのだけれども、まだ就労というところができない、ハーフウェイと、途中の家と思っていますけれど

も、このハーフウェイホームをつくりたいというのを、今、東京都といろいろ交渉中なのですけれども、できなければ、とにかく自前でとにかく始めなくてはならないぐらいニーズに切羽詰まっています。なので、今年度中にこれは立ち上げたいと思っているのですが、そして、アフターケア、この卒業した子供たち、卒園していった子供たちをどこまで、これは成人の福祉とつながりながら支援していかなければいけないのだけれども、やはり寄り添う人が必要で「では、あとは福祉事務所に行ってください」と言って、行けるかと言ったら、こういう人たちは行けないのですよ。もう諦めてしまう。今も1人「自分でやれると、シェルターから出て1人でやる」と言って、アパートを行っても、職業訓練校に行っても、あと2カ月職業訓練校に行けば卒業して就労できるというところまで行った、アパート自立した。アパート自立した途端に行けなくなってしまって、今、弁護士が必死に動いているのですけれども、やはり1人になって自活をするということが何と難しいことかと思っています。

そうしたこのアフターケア、やはり新しい制度をつくっていかないとならないなと思っていますというところなんです。

こうしたことで、子どもの権利保障ということを目的とするということ、それから多機関がスクラムを組んで連携するという、字面だけではない連携を果たさない限り、困難を抱える子供たちの支援というのは本物にならないなというところをお伝えしたいと思った次第です。

そうですね。少年相談ネットワーク会議というのは、こちらのパンフの中の27ページに議事録の一部を載せてあります。治安対策本部の青少年課、それから児童福祉のほうの育成支援課、それから児童相談所、家庭裁判所、保護観察所、更生保護施設、少年院というさまざまなところから現場の方たちに集まっていたいただいて、本当にびっくりしました。更生保護の方が児童福祉のことをまるでご存じない、逆に児童福祉の人は試験観察と保護観察の違いがわからない。そういう方たち、当たり前なのだけれども、これが縦割りかというぐらい情報がわからない。自立援助ホームと自立準備ホームの違い、保護の観察をしているのが自立準備ホームはわかるけれども、児童福祉は自立援助ホームで、その違いがわからないとか、そういう中で、まずはお互いに知り合うことからというところで、カリヨンが皆さんをお呼びして、そしてカリヨンにこういう子がいますと。おっつけ合わないでくださいと。この子はもう少年非行のほうに行ってしまったのだから、児童福祉は関係ありませんとやらないでくださいと、児童福祉がかかわってくれないとこの子はだめなのですよと。更生保護も一生懸

命やるけれども、保護観察所も一生懸命やるけれども、児童福祉も一緒にという、相互乗り入れしてもらわないとこの子は住む場所も医療も受けられないのですと、このことをここでやっていって幾つもそういう中で、これならやれるのではない、現場でこれならやれるのではない、1つずつクリアしてきました。今は、ですから保護観察所が少年院から戻ってきた子について、児童相談所に一報を入れて、支援要請をする。そして児童相談所がカリヨンに委託するという道ができてきて、やっとできた、やはりこれは現場でケースを見て、本当に担っていくことによって、制度改善ができていくという1つの実例かなと思って挙げておきました。

大体そんなところでよろしいでしょうか。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

今、お話を伺って、このカリヨンという子どもセンターの概要とそして大変さがひしひしと伝わってまいりました。ご苦労さまでございます。

言うまでもないことですが、坪井先生は弁護士さんとしても、少年事件をご覧になってきたということで、そこに重ねながら今のお話があるなとも思いましたし、また先ほど最後にお話がありましたが、やはり法務省、厚生労働省、それぞれ立場があって、やる活動が少しずつずれていたり、違っていたりしているということも改めてよくわかりました。

何か最低限確認しておきたいことというのがおありになればですが、もしなければ、一旦次の仁藤先生にやっていただいて、まとめてご意見・ご質問をいただくような形になりますが、何かここだけはというところがあれば。

よろしいですか。

では、仁藤先生、続けてお願いいたします。

今、資料をお配りするようなので、その間、ちょっとお待ちください。

(資料配付)

○仁藤委員 お配りいただいた資料の1つが「講演レジュメ」というもので、これは普段、いろいろな支援者の方向けに講演するときなどに使っている資料なのですけれども、今日はちょっと一部参考にしてもらえればと思って持ってきました。内容としては飛ばしてお話しするところもあります。

もう一つが、私が提出した以前出した意見書もちょっと参考になるかなと思って持ってきました。

映像が映ったので、お話をしたいのですけれども、今日は「関係性の貧困に生きる少女たち～JKビジネスの現状も踏まえて」ということでお話しさせていただきます。

私は、最初、講演レジュメの上のほうに「Colaboの活動」というところに書いてあるのですが、まさに坪井さんがかかわっているような女の子と同じような状況にある女の子たちとかかわっています。

夜の街を歩いて、帰ることができずにいる女の子に声をかけたり、自治体のパトロールなどは大体9時ごろ終わってしまいますけれども、そうではなくて、夜10時半以降、夜、街を歩いて女の子にかかわったりと、そこからつながったりとか、あと全国から寄せられる相談、これもSNSとかTwitterとか、LINE、ブログ、そういう若い子たちが使うツールから相談が寄せられて、そういうところから女の子たちの相談に乗っています。

あとは一緒にご飯を食べる会をやったりとか、当事者の女の子たちによるかかわりの場などもつくったりしています。私たちは、去年1年間で86人ぐらいの、中には中学生と小学生もいたのですけれども、女子高生とかかわったのですけれども、そのうちの85%ぐらいが性暴力や売春、あと人身取引と言われるようなJKビジネスなどの危険な仕事に足を踏み入っていた少女たちからの相談になっています。そのうちの7割が関東の女の子です。やはり東京が中心になってそういうものがすごく深刻になっているという現状も今日お話ししたいと思っています。

まず、とはいえ、私もなぜこの活動をしているのかというと、ちょっと今日は恥ずかしいのですけれども、持ってきました。高校時代、こんな高校生だったのです。これが15、16歳のときの写真なのですけれども、家庭がもう崩壊して、虐待と言われてもいいような状況にあって、母親がうつになったり、両親も離婚して、親権はどちらを選ぶかとか聞かれたりして、私も精神的に不安定になりましたし、もう家では誰かが顔を合わせれば、暴力、言葉も体も傷つけられるような状況にありました。

それで、家にはいられないと、街に出て、月に25日ぐらい、渋谷とか新宿でふらふら過ごしていました。ネットカフェで朝まで過ごしたり、マックで朝まで過ごしたり、お金のないときには、ビルの屋上で段ボールを敷いて寝たような日もありました。

今もそういう生活をしている女の子たちとかかわっているのですけれども、今はもっととにかく規制が厳しいので、居酒屋にも入れない時代になっていますし、ネットカフェにも入れない。夜、女の子は18歳未満だと入れないのですね。路上にもいたら、もうとにかく補導

がすごく頑張って力を入れてされているので、都心ではうろうろしていたらすぐに補導されてしまうと。でも補導というのも、補導して、指導、注意して、親元に返すというのが基本になっているので、その背景に、補導をきっかけに目を向けてくれるなどということはなかなかされていないので、家に帰りたくない、帰されたくないと思っている子にとっては、ケアにつながらないのであれば最悪という状況で、ますます今はそれがスマホ1台あれば、誰とでもつながれる時代になっているので、警察にも捕まらないために、ネットでおじさんと出会って、そんな例えば父親からの性的虐待を受けるのだったら、泊まり歩いてほかの男の人に体を差し出したほうがましだというようなところで、売春をするような生活を続けている女の子とも出会っています。

そんな中、私も街でこうやってたむろしていたときに、すごく約10年前ですね。まだ私は25なので、10年ぐらい前なのですけれども、そのころ街でそんな私たちに対して多くの大人が冷ややかな目で見てくるような気がしていたのですね。それはなぜかという、自分でもやはり自分の状態に負い目を感じている部分があったからだと思うのですが、私も高校中退して、これから先どうしようということをすごく思っていました。

そんな中、こうやって街でたむろする私たちに声をかけてくる大人というのが2種類だけいたのですね。それが何かというと、1つは買春を持ちかけてくる男性、泊めてあげるよ、ご飯を食べさせてくれるという話で近づいてきます。もう一つが、危険な仕事にあっせんするようなスカウトの人たちでした。

本当にその2種類しか全く関与してこようとしないので、そういう価値しか自分にはないのだと思ったり、むしろそこでなら私も必要とされるかもしれないというような形で、そういう世界にどんどん足を踏み入れていくような友人がたくさんいました。

その後、私は向き合ってくれる大人との出会いを通して、前を向いていけるようになったのですけれども、そういう高校生たちを見ていると、私たちのところに寄せられる相談というのは、やはりすごく幅が広いのですね。でも、例えば、ではそういう困っている高校生とかが、どんな背景を抱えているかということ、高校中退者数などを見ても、日本で大体年間、毎年約5万5,000人ぐらいいます。

高校中退者追跡調査をされて結果などを見ても、東京でも2年間で7,000人ぐらいそのときの古賀先生がされた調査では、東京都だけで中退者がいたわけですがけれども、でも、そこでその子たちにその後どうなったか追跡調査をすると、やはり20%ぐらいしか結果が返ってこ

なかったということで、80%の子はどこに行ったかわからなくなっているのですね。

私も、高校を中退したときに、高校を中退すると、やはり社会的なつながりをすごく失いやすいし、その後のサポートとかは見守ってくれる大人とのつながりが切れてしまうのですね。

そんな中、高校を中退した後どうするのか問題についてアドバイスをくれたりとか、一緒に考えてくれる大人というのがなかなかいませんでした。

なので、意見書の1ページ目の2番というところに、今後の東京都の今の子供・若者計画の中にも、こういう追跡調査の結果を載せたりとか、そういう中退した後のケアとかサポートについても盛り込んだらいいのではないかなということを考えて意見書には書かせていただきました。

中退をきっかけに、安定した仕事を手に入れられなかったり、ひきこもりになったりとか、困難を抱えたまま孤立する青少年を減らす取組が必要だということをもまず1つ言いたいなと思ってきました。

あと、私たちの相談の中で、死にたいとかという相談もすごく多いし、自殺未遂を繰り返している子などもすごく多いのですね。去年も480人ぐらいいたしか自殺した10代の子供たちがいましたが、私も10代のときに自殺した友だちが3人いて、路上で一緒に生活していたような子たちで、なのですごく身近なことだし、でも、今、かかわっている女の子たちから、自殺をほのめかすような連絡をたくさんもらいますし、実際に延長コードを持って行って、学校のトイレの荷物かけのフックのところで自殺未遂みたいなことをしたりしている女の子もかかわっていますが、でも、そういう行動があったときに、それを問題行動としてただ捉えて、その背景に介入しないようなところが学校の中でもあって、そういう問題行動をするなら学校をやめてくれと不当に退学を迫られるなどという女の子たちにも出会っています。

この意見書の中には、その2ページ目のところで、4番「精神疾患を抱える青少年について」とか「5. 未成年の中絶者数について」ということにも触れましたが、坪井さんもおっしゃっていたのですけれども、そういう望まない妊娠とか中絶の相談も多くて、日本では毎年2万件以上、10代の女の子が中絶しているという統計も出たりしているのですけれども、そういうことについて、この素案では、エイズとかHIVについてという項目に関してしか、そういう未成年の性のことに関する項目がなかったので、こういう妊娠中絶に関するデータとか、取組の必要性ということにも入れてもらえるといいのではないかなと思っています。

あとは、精神疾患を抱えている女の子たちからの相談というのもすごく多くて、その背景には、虐待とか性暴力の被害というものが大きくあったり、あといじめとかするのですけれども、厚労省が発表している障害者白書というところでは、その精神障害が発生した年齢が20歳未満。10代のときに精神疾患を抱えているという人が41%ぐらい、今、病院にかかっている人の中でのと言われているのですね。これは意見書の2ページの4番のところに書いてあるのですが、なのでかかわっている中でも、ほとんどといっていいぐらい、多くの女の子が精神病院にかかったことがあったり、入院したことがあったり、薬を飲んでいたりとかするような子が多いので、そういうところに対する取組も求められているのではないかなと思います。

それで、ここに載せた数というのは、本当に氷山の一角でしかないと思うのですが、今、出会う子たちが、こういういろいろな問題を複合的に重ね合わせて持っているという現状があって、特に中高生というのは、家と学校との往復が生活の軸になっているので、そのほかでの関係性を持っていないと。そこでうまくいかないと、一気に孤立しやすい立場にあると思っています。

ですが、そういう子供たちに手を差し伸べる大人よりも先に、そこにつけ込もうとするような大人が手を差し伸べるようなふりをして近づいてしまっているという現状があります。

それが最近すごく問題になっているJKビジネスについて、ちょっと今日は解説したいと思うのですが、聞いたことのない方はいらっしゃいますか。

「JK」は女子高生の略で、もともと隠語だったのです。買春者の人がつくり上げた言葉がもう表に出てきていて、女子高生などはみずから「私はJK1」とか「ラストJK」とか、高校3年生、最後だというようなことを言ったりしていますが、JKビジネスというのは、そういう女子高生の未熟さや若さや性を売りにしたような仕事で、例えば、JKリフレ、お散歩というものがあります。JKリフレはリフレクソロジーの略で非風俗のマッサージ店として営業しているのですけれども、そこで男性客を相手に性的なサービスをさせたりとか、JKお散歩は、こちらは無店舗型で女の子を街に野放しにして、客とデートさせるような業態になっているのですが、アルバイトの募集要項などを見ると、観光案内のアルバイトとして、普通の求人情報サイトにいっぱい情報を載せたりしているのですね。

そういうこれは秋葉原の風景なのですけれども、こんな感じで誰でも通れるような観光客も通れるような通りで、青い星が男性でピンクの星が女の子なのですけれども、男の人がい

っぱい通るようなところで、女の子が立って客引きをしています。

ここは2人交渉している様子が見えますが、これは夜になるとこんな光景が見られて、2メートル間隔で女の子が立って客引きをしているのですね。「私とどうですか」「ご飯行きませんか」とか「お腹空いていませんか」とか「お仕事の帰りですか」とか言って女の子が声をかけています。そこに対して、男性が交渉して連れ出すという仕組みになっているのですね。

ここで働く女の子たち、80人以上にかかわっているのですけれども、ほぼ全員がここに立っている間に買春の持ちかけをされているのです。でも、見るとわかるように、そういう派手だったり、特別何か問題がありそうな子だけではないというか、普通の見た目でも普通の子も含めて、普通のバイト感覚で広がってきているという現状があります。

特に孤立したりとか、学校でうまくいっていない子供たちが、ここに取り込まれているという実態があるのですけれども、ちょっと今日は映像を持ってきたので、少しイメージするためにもご覧いただければと思います。

今、東京都は規制が厳しくなって、最近、JKビジネスのかかわっている女の子を補導するというやり方で何とかしようとしていたりしているのですけれども、でも実際には、女の子を補導するだけではなくて、この裏には管理する大人がいるということについても映像に出てくるのでご覧ください。

(映像上映)

○仁藤委員　こんな感じで、今、すごくJKビジネスというのが問題になっていて、東京では一番多いときで2013年で200店舗ありました。警視庁の発表で約200店舗で、1年間で101人の女の子が保護されたり、補導されたり、逮捕したりしているのですけれども、200店舗ということで、大体どのお店も20人から40人ぐらい働いているので、少なく見積もっても、東京だけで5,000人以上が働いていたと私は推定しています。もうこれはすごく大問題だと思っているのですが、経営者の方の言葉は本当にむかつくのですけれども、的を得ているというか「僕なら理解してあげるよと言ってあげれば、家とか学校で孤立している子は使いやすい」とはっきりと言っているのですね。本当は先にそれを言わなければいけないのは支援者というか、そういう福祉とかの大人たちであるわけですが、この人たちが先に近づいていると。さらには「需要と供給があるからなくなるならない」ということを言っていました。

私、よくこの活動をしていて勘違いされるのが、女の子が好きで供給しているのだと思わ

れる人が多いのですね。でもこれはこの写真には写っていませんが、この裏には女の子を管理する大人がいるわけです。見張りがいるわけです。この需要と供給というのは、売りたい大人と買いたい大人間での需要と供給に未熟な子供たちだったりとか、特に孤立した子供たちを狙って商品化されているというような現状があります。

ここで働く女の子は大きく分けて3つの層に分かれると私は取材して分析しているのですが、大体どの層も3分の1ぐらい。1つ目は貧困状態にあるような子たち、2つ目が私もこの層だったなと思うのですけれども、家の経済的状況は貧困ではないけれども、いろいろな困難を抱えていると。さらに3つ目がパパもママも仲良しだし、学校でもうまくいっていて、大学の進学も推薦で決まっているのなどという子も普通のバイト感覚で入ってきているのですね。

それはなぜかという、LINEとかTwitterとかそういうSNSを通して、こういう求人がたくさん出ています。フィルタリングとか、一生懸命頑張って大人はやっていますけれども、ほぼあれは意味がないです。

なぜかという、特別な出会いアプリを使って出会うのではなくて、TwitterとかLINEとか、ほとんど多分ここに書いてあるアプリ、中高生なら2、3個はやっていると思いますね。そういう普通にやっているアプリの中で、直接そういう業者だったり、買春者が街で声をかけなくても、ネット上で声をかけられるようになってしまっているという現状があって、そういうアプリを使って、子供たちが簡単に取り込まれていると。

それだけ、彼らは支援者よりも、間口を広げて敷居を下げて、どんな子でも取り込もうとしているのですね。困っている子だけではない、困っていない子も取り込んでそこで育ててどんどん流していくわけですが、こういうものが普通の子というとあれですが、問題がなさそうに一見見える子たちにも広がるとどうなるかという、困窮度が高いほどJKビジネスで働けなくなって、もっと過酷な劣悪な痛い、臭いとか、性暴力まみれみたいな売春宿に囲われたりしている子と出会っています。そういう子などを見ると、もう人間のように扱われていない。だから、表情も動物的になっていたりとか、精神的にもいろいろ乖離の状態になってしまっていたりとか、いろいろな人格があらわれてしまうようになっていたりとかする女の子というのがいます。

そういう子は、特に貧困だったりとか、コミュニケーションがうまくできない、中には知的障害とか、発達障害の子も狙われていて、そういう子を専門にスカウトしたり、そういう

子を専門に扱う売春宿というのもあるのですね。売春宿などというと、日本にそんなものがあると思う方がすごく多いのですけれども、結構そういうようなところで働かされている子はいます。家出して、帰るところがないと、アプリで泊めてくれる人を探したら、1回目はいい人だったのに、2回目、では今度はちょっと友達の家に行こうよと言って、行った先で裸の女の子が10人ぐらい囲われて売春をさせられていたなどというお店がまだ東京にもありますし、これはどんどん郊外化していて、地方にもそういうところがたくさんあって、こういう問題について発信しているからだと思うのですが、そういう女の子からの相談がかなり多くなっています。

このJKビジネスについては「女子高生の裏社会」という本に詳しくまとめているのですけれども、これがアメリカの国務省からも人身取引の報告書という報告書の中で、これはもう人身取引なのだと言われている、日本ではそういう少女への売春とか、そういう問題についての理解もされていない、サポートもないということが10年ぐらい連続で指摘されているのです。取組が足りていないと。先進国の中でもワーストだと言われているのですけれども、先日、私もアメリカの大使館の方に呼ばれてヒアリングに行ったときに、こんなことを言われました。まず最初に「私たちの前提を理解してほしい」と言われて「私たちはこういう女の子たちが、子供や児童が好きで売春しているのだ、好きでこういうことをやっているのだという考え方は受け入れません」と。「なぜなら、私たちがそうならないように子供たちを守る責任が大人にあるからです」と言われたのです。

私もまさにそういう思いで子供たちにかかわっていますけれども、なかなか日本ではそれが一生懸命、丁寧に説明しないと、その当たり前の前提までたどり着けないというか、理解されにくい。子供も悪い、自分が悪いのではないかと、非行だ、問題行動だという感じで、捉えられてしまいがちです。

このJKビジネスについては、特に愛知県では、唯一全国でJKビジネス全面禁止条例というようなものをつくっているのですが、東京はまだJKお散歩やリフレを取り締まったりするというぐらいで、一応、18歳未満の子は働いてはだめだよみたいな感じの条例をつくったりとか、あと警察が頑張っている少女たちを補導するというやり方で何とかしているのです。

でも、私もやはり、補導をきっかけにケアにつなげるようなあり方だったりとか、本当は補導すべきはおじさんのほうだと思っていて、おじさんこそ補導してほしいと思うわけですが、なかなか子供が悪いということで、でもその背景には介入しないという現状に

なっています。

JKビジネスは、私が高校生のころからずっとあったのです。お散歩やリフレのほかにも、女の子の写真が撮れる撮影会だったり、マジックミラー越しに見学できるお店だったり、最近はこのエッチっぽいようなものではなくて、より普通のバイトっぽい感じでJKカフェだったり、お話しができるコミュニケーションスペースだったり、女子高生とのゲームや女子高生によるカウンセリング、占い店という形で、大人の目にはふと何のお店かよくわからないみたいところで、どんどん業態を変えて経営は続いています。

でも、ここで危険に出会ったりとか、危険な組織をつながっていく少女が後を絶えないような状況になっています。これが東京だけで200店舗まだあるわけですけども、そういうことを思うと、坪井さんも47都道府県に1個ずつシェルターが必要だというお話があって、私も本当にそのとおりだと思うんですけども、東京だけで200ぐらいないと、多分、カバーできないぞということをすごく思っています。

男子の場合も同じで、最近も多いですけども、振り込め詐欺の受け子として使われる15歳、17歳、彼らも実はそういう専用のリクルーターがいて、スカウト組織があるのです。組織的に取り込まれていると。ほかにも男子などでは、建築作業に雇用契約もなしに、保険もなし、資格もないのに重機を動かしてと行って、でもそこで使い捨てにされたりとか、あと、保険証を5枚ひったくってくると30万で買ってもらえる仕事というものがあって、そんなのただの犯罪なのですけれども、その保険証を大人たちはどうするかというと、それで携帯を契約して、それを売春あっせんの携帯にしたりとか、それで家を契約して売春宿の拠点にしたりしています。

あとさらには、最近15歳少年が除染作業に駆り出されていたなどというニュースもありましたが、こういうこともやはり現場にいと、もう震災直後から少年たちから「ボルトを回ると3万もらえる仕事が福島にあるらしいよ」といううわさが流れていたりとかして、やはりそういうリスクの高いところで労働力として使われてしまっているという現状があります。

でも、そういう少年少女たちが、なかなかその福祉だったりとかで保護されていないという現状があるのですね。これまで保護未満とされてきた少年たちだと思います。

このレジュメのほうの④のところに「『保護未満』とされる少女たち、同行支援から見えてきたこと」とありますが、児相も警察も医療も学校も、ことごとくそういうところから溝

に落ちてしまったような子たちと出会っていて、児相でも警察でも、助けてくださいと大人に理解されるように整然と話せなければ動いてもらえないということが多々あって、でもそもそも困っている子の一番の困りごとというのは、助けてと言えないことなのだけれども、なかなか支援者とか、そういう福祉の機関、児相などでも、そういう女の子たちと出会えないとか、そういう女の子たちは来ないと言われるのですよ。それは行かないでしょうと思うのですね。だって、行く前にこの人たちスカウトは会いに来てくれて、自分を保護してくれているわけですから、会いにこないと。

だから、そういう子たちの受け皿の議論だけではなくて、出会うための、出て行って会わなければ出会えないわけですから、発見するための支援のあり方というものも必要だと思っています。

なぜ、それだけの少年少女がそういう危険に取り込まれていくかといったら、支援者よりも先に、具体的に必要なものを彼らに与えてしまっているという現状があるのですね。「帰るところがないならうちに住みなよと。こんなところにいたら補導されてしまいますからうちに泊まりな」と住まいとか寮を与えたり「ご飯食べな、お腹空いているでしょう」と言ってご飯を与えたり、悩みの相談を聞いてくれたりとか、就労につなぐとか、自分の店でそうやって仕事を与えて担い手にしていくみたいなやり方で職をつくったり、あと待機時間中に受験に向けた学習支援までしているお店もあるのですよ。まさにこれは本当にカリヨンでやられていることがそのままこの人たちがやっているというような現状があって、支援者よりも先にそういう具体的に必要なものを与えている。だから、ただ寂しくて売春しているとか、そういうわけではなくて、先にこういう必要なものを彼らが与えているのだという現状があります。

私はこれは裏社会に福祉が敗北していると思っているわけですがけれども、向こうの人たちのやり方というのもすごく上手で、大きく分けて3つの役割にそれぞれ大人が分かれて子供たちにかかわっています。

それがスカウトと店長とオーナーなのですけれども、スカウトは発見機能で、SNSとか街で女の子たちに声をかけて、その子の性格や困っていることに合わせてお店を選ぶと、まず、その段階で支援者がなかなかできないことが、選ぶほど店舗を持っていないなどと思ったりするのですけれども、その子に合ったお店に紹介すると。

今度、その後に出会うのが店長で、店長は関係性づくりのセンスもあるし、すごく女の子

たちを上手に管理して居場所にしていこうというやり方をされていて、その上にオーナーがいて、何店舗か見ているのですね。それだけではなくて、その三者の連携というものもすごくできていて、何かお店で困りごとがあると、スカウトが女の子の相談に乗ります。店長とやりとりしていいタイミングで連絡するのですね。女の子は何でこんなに私のことわかってくれるのと思うわけですが、では俺が店長に言ってやるからといってスカウトになだめられたり、別の店を紹介してやるからと言われて違う店舗に行っても、でも実際はオーナーが同じだったりするのですね。

これは一度引っかけたネットから取りこぼさないやり方を彼らはすごくうまくやっているのですよ。

そのときに重要なのが、今度、困窮者自立支援法で伴走型支援が必要だと言われたりしていますけれども、その伴走をまさにしているのがスカウトの役割なのですね。でもこの表社会というか、私たちの側には、このスカウト機能が圧倒的に足りていないとされていて、子供たちの文化やツールを学んで、そこに入っていきような支援のあり方とか、1個その支援の先で紹介して、うまくいかなくても、また戻ってきてつなげるような、その伴走者となるような支援のあり方が求められていると思っています。

なので、この意見書の最後のほうでは、この、今後、都として充実すべき施策の方向性についてというところに、やはりそういう支援の溝に落ちている青少年への支援を充実させて、その伴走型支援のような、伴走者になるような支援のあり方が必要だと思うなどということも書いたりとか、あとは特に児童相談所などは24時間にして欲しいということ強く思っているわけですが、児相は大体8時半から5時ぐらいまでで閉まってしまうのですね。その時間は、正直子供たちは学校に行っているから安全なのですが、私たちへの相談というのは、夜10時から朝は4時ぐらいまで、早くて夕方6時ですが、その時間に空いている相談機関で駆けつけてくれたり「泊まっていいよ」などと言ってくれるような機関がないので、そういうとにかく駆け込んで泊まれるみたいな支援のあり方ももっと増えていく必要があるなどということと、やはりこういうJKビジネスのような、子供の性の商品化をするようなものに対して、もっと都としてもノーと言って欲しいなどということがあって。

このJKビジネスの求人情報サイトなどはすごく都の方にもぜひ参考にして欲しいぐらいこれはかわいくないですか。こういうサイトがあるといいなと思うわけですが、こんなかわいいホームページを持っていて、大手ならではの安心感とかとりあえず書いてあるので

すよ。

高校生でも日払いオーケー、開く芸能界への道とか、芸能プロダクションをやっていますとか、ポルノの事務所だったりするのですけれども、そういうことを書いてやっていますし、これが全国各地のお店が載っていたりするのですね。

さらには具体的に求人情報を見てみると、これはもうすごくて、高校に行っていない子も定時の子も通信制の子も中退した子もみんな大歓迎とか書いてあるのです。

そのぐらいやはり書いてくれるやさしいようなところはないから、私にもできるかもしれないと思って行ってしまうとか、さらにはこういう女子高生無料休憩コーナーを新設しました。買い物に来たついでに寄ってみてください、髪を巻いたり、化粧を直したり、充電したり、お菓子や飲み物も自由にどうぞというようなやり方で少女たちを取り込んでいる。

これはもう居場所のない子たちが、本当にここを拠点として、病院にも学校にも家にも捨てられたと思っている子が生活して、性病にかかったり、卵巣をとったり、いろいろ顔をめちゃくちゃに整形されたりとか、ぼろぼろになっている14歳、15歳と今も出会っているのですけれども、この人たち居場所ありますということなのですね。そういう私たちはこれだけその人たちの引力に負けているのだということをやはり認めるところからでないと始まらないと思っているのですけれども、そういう子供の性の商品化であったりとか、そういう孤立する子たちをこういうところに流さないような支援のあり方というものをぜひ一緒に考えて、充実させていただいたらということをお願いしています。

これでお話を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○古賀部会長 どうもご苦労さまでした。

仁藤先生のColaboでやっていただいていると思うのですけれども、今、お話のように大変リアルなJKビジネスですね。たしかクローズアップ現代でも1回ありまして、私、大学の授業で見た記憶があるのですが、非常に皮肉な組織で、性の商品化による支援というか、援助というものが存在するということはよくわかりました。

ということで、2つお話を伺いましたけれども、両方、かなり共通する部分があるのかなという気もしますし、また、必ずしも、今、お話しいただいたことを全部理解し切れていない部分もあるかと思います。

どうぞ、ご質問でもご意見でも、フリートークの形でどちらのご発表でも結構ですので、

どうぞ出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

どの方からでも結構です。

どうでしょうか。

○土井委員 では、単純な質問になるのですがけれども、お二方に質問があるのですがけれども、まず、坪井さんのほうから、基本的なことなののですがけれども、先ほど、下の年齢で14歳ぐらいとおっしゃっていたのですがけれども、いただいたこちらの「響きあいの10年」の統計を見ますと、10歳からかかわっているお子さんがいらっしゃるようのですがけれども、年齢の幅がどうなっているのかということと、それから、いわゆる定員みたいなものがあるのかどうかということをお伺いしたいと思うのですがけれども、それは、35ページのところに、利用者の分析で、入居者数、対象者数の推移がありまして、2008年あたりがピークで、最近はその半分ぐらいになっているわけですね。この半減をしているその背景はちょっと知りたいなと思ったので、それも含めまして、少しご説明いただけるとありがたいのです。

○古賀部会長 どうぞ。

○坪井委員 ありがとうございます。

年齢は、自立援助ホームとして一応認可を受けているので、通常の自立援助ホームは中学卒業からということになっているのです。ただ、私たちの場合は、厚労省との交渉で、15歳未満の子供たちも必要としているので、おおむね15歳という言い方をしているのです。

ただ、中学生の場合は、中学生、小学生も実はお兄ちゃんと一緒に逃げてくるとか、この前もテレビに出たばかりだったのでありますが、お姉ちゃんと一緒に逃げてきた小学生とかあったりするのですが、そういう場合は、小学生でも児童相談所の一時保護委託という形にしてもらって、シェルターで受けるという形をとっています。

だから、実際は小学生の子供だったり、10歳だったり、11歳だったりという子供たちもいるのですがけれども、基本的には大体14～15歳、自分の足で出てこれる子供という意味で、そういう意味で上は19までなのなのですがけれども、下はやはり中学生というのは本来は一時保護所で保護してもらいたいと思っているのですが、特殊な事例はお預かりしているというところでは。

それから、定員は、一応、今はシェルターは5名ずつという、男子5名、女子5名という枠にしているのですが、ちょっと先ほどの質問とあれなのですが、2013年は少し大変な子供さんが入って、大変な子供さんというのは、その子供たちが2人いると部屋の中がむちゃくちゃ

やになって、次の子がSOSが来ても入れないという状況が続いて、お断りをしたために減ったのですが、2014年は女子は25名、男子は15名になっています。

ですので、これはちょっと2013年は特殊で、本当に大変だったのです。

そういうことで、特に減ったわけではなくて、今年は物すごく女の子が増えているのです。常に満杯状態で、ですから待機をしてもらって、部屋が5つしかないので、入れないと、ホテルで待ってもらったり、それから成人のシェルター、女性シェルターがあるではないですか、そこでとにかく2週間待ってもらったりという、やはり成人の女性シェルターでは子供たちが耐えられないのですね。やはり1人でポツンと置かれていてもだめなので、ご飯だけあればいいというものではなくて、常に一緒にいてくれるという人がいないとだめなので、耐えられないのですけれども、でもとにかく、2週間だけ待ってみて、それで病院の入院で待ってもらったりという、あとは千葉とか神奈川にもあるので、そのシェルター同士で支援し合ったりというようなことをしています。ざっとそんなところでよろしいでしょうか。

○土井委員 ありがとうございます。

○古賀部会長 ちょっと1点だけ私から重ねてでいいですか。2011年から子どもシェルターを自立援助ホームに適用できる場合の法令改正があったように書いてあるのですけれども、ちょっとここだけ教えていただけますか。

○坪井委員 私たちとしては、児童福祉法上に自立援助ホームとは別に子どもシェルターをきちんと制度化したいということが今も願いです。

ただ、厚労省のほうとしては、そうすると法改正が必要になってしまって、法改正するのはなかなか大変ということがあって、現在の自立援助ホーム、これの枠組みを子どもシェルターにも適用するということであれば、厚労省の枠内でできると、通達でできるということでしたので、すごく悩んだのですけれども、ではシェルターの特色、例えば、自立援助ホームは長期滞在だけれども、シェルターは1、2カ月という滞在であったり、それから、必ず弁護士がかかわらないと、親権者の問題とか暴力団の問題とかがあるので、必ず1人弁護士がかかわるといふ、これを条件に入れてもらいたいということと、幾つかこちらで10項目ぐらい出して、これをのんでくれるのならその制度に乗るといふようなことをしましたので、だから、自立援助ホームを一応適用されてはいますけれども、お金の出し方とか、運用の仕方とか、全く違うのです。でも、一応、自立援助ホーム子どもシェルターという制度として

現在は運用させてもらっています。

それから、自立援助ホームと同じように措置費までは出ないのですけれども、補助金が出してもらえるようになったということです。

○古賀部会長 済みません。中に入って。関連すると思ったものですから。

どうぞ。

○土井委員 ありがとうございます。

それから、仁藤さんのほうに質問があるのですけれども、JKビジネスで、この前、警視庁の方針で、18歳になっても、高校生の場合には補導の対象としようと、裏を返すと、高校に行っていなければ補導の対象にならないわけですね。私はこれは大きな問題がはらんでいるなと思っていたのですけれども、仁藤さんはどういったご意見をお持ちか伺いたいです。

○仁藤委員 私はもうそもそも何かこういうところに未成年の女の子たちが行って、買春の持ちかけをされるような現状があること自体が問題だと思っていますが、やはりその規制の仕方というのがちょっとおかしいのですよね。警察がやっている、条例をつくっていて、高校生だからだめとかという問題ではないと思うのですけれども、もっと根本的にそこで働いている子を補導するというやり方ではなくて、こうやって女子高生とか若さを売りにしたりするような雇う側、買う側への規制というものをもっと求めていかないといけないなということも思っていて、でも、JKビジネスだけではなくて、今、ネットで売春を募集している女の子に対して、サイバー補導といって、おとり捜査、本当は大人には禁止されているはずのおとり捜査みたいなことを警察がやって、買春者のふりをしてつながって、そこでよく新宿のドン・キホーテの前とかでも補導されているのですけれども、もうこんなことをしていいと思っているのかみたいな感じで女の子を補導して、注意、指導、親に連絡、帰すということをやっているのですね。でも本当にそれだけでは、一定の効果は確かにあるのですよ。それも、今、かかわっている子も毎月のようにサイバー補導されていて、確かにその本人はそんなに大変なことだったのだというのがわかるかもしれないけれども、でも、ではその子の携帯を回収して、携帯の中に300人とか数千人のときには買春者の連絡先が入っていることがあるのですね。でもそれはなかなか決定的な証拠がないと捜査すらされないという現状があって、本当はインターネット上にも「僕とどうですか」とか「今から僕が買ってあげる」とか「泊めてあげる」とか言っているおじさんの数というのが、女の子の数よりも物すごいわけ

ですよ。

先日、この前、NHKの番組に、サイバー補導を1年半で600人警察がやったということについてコメントをして欲しいと言われて出たのですけれども、今、実は警察は、1万3,000件ぐらいだったか、アクセスしたのに出会えなかった女の子がそれだけいたというのです。そちらのほうが問題ですよ。600人補導したことよりも、1万何千人、しかも警察がアクセスしたのは、きっとその一部で、もっともっとたくさんいるのに、そこへは本当はケアが必要だし、出会えていないという現状と、その女の子たちの周りには、もうその何倍もの買春者の人たちがいて、でもその人たちが捕まったりすることはほとんどないのです。

なので、もっとそういうイエローカードを出せるように補導したり、声をかけてはだめと大人にこそしたりとかして欲しいなと思って、そういう意味では、愛知県が唯一、今、日本でJKビジネスの全面禁止条例を出しているのです、そういうものを東京が率先してやっていく必要があるなと思っています。

○古賀部会長 ほかにいかがでしょうか。

何か。

○岸委員 悪い大人はJKビジネスを取り締まっても、また次の手を考えると思うのですよね。

ですから、そういう悪い大人にひっかからないように先ほどのスカウトと店長とオーナーとか、そういうあれを女の子たちに啓蒙活動とか、そういうものはやっていращやるのですか。

○仁藤委員 もちろんやっていて、特に中学3年生が高校に上がる前ということ、この3月はいろいろな中学校に行ったりとか、特別支援学校の生徒たちに、やはり先生たちは現場で感じているのです。そういうところに取り込まれやすいと。すぐに人を信じてしまったり、自分に自信がない子も多いので、そういうところで講演したりとか、あと保護者向けの講演会だったり、あと内閣府とか東京都の皆さんとも、青少年課の皆さんとも一緒に講演会をやったりとか、あと、最近警察庁の方も私たちが夜の街歩きのスタディーツアーというものをやっていて、もしよかったらぜひ皆さんで行けたらいいななどと、今、思いましたが、そういう歌舞伎町の裏側とか、秋葉原は実際にどうなっているのか、一緒に歩くのです。一緒に歩くと見えてくるものがあります。新宿とか渋谷には毎晩、100人ぐらいのスカウトが立って女の子に声をかけているのですよ。それを大人が普通に通っただけでは気づかないのですけれども、ほらあれもあれもあれもスカウトだよとやっていくので、みんな目が点にな

るわけですが、本当はそのぐらい新宿区役所の前でも、区役所が閉まった後にJKビジネスのスカウトがいっぱいいますし、女の子がチラシを配っているのですね。本当はそのぐらいの数をNPOとか教育関係者、行政が、夜、困っていない子にも声をかけてビラを配るなどをして欲しいのですけれども、そうはなっていないという現状があります。

やはり、何より大事なのは、そうやって危険を伝えるということはもちろんですが、まずはそういうところに行かないために、ケアをやはり充実させていくということが必要で、そういうとにかく今日帰るところがない、泊まる場所がないというときに、自分から駆け込めるような、もうちょっと開かれた場所に駆け込めるような、そこで一旦整理して、それからいろいろなところにSOSを出したりできるようなやはり場所というのがもっと増えていく必要があるなと思っています。

それこそ、200店舗ぐらい駆け込めて、ちょっとご飯があったり、シャワーが浴びれたりするような場所が東京だけでも必要だと思っています。

○古賀部会長 いいですか。

○岸委員 いいですか。ごめんなさい。

子ども110番みたいに、そういう少女が駆け込めるところがあるといいですね。

○仁藤委員 電話ですか。

○岸委員 子ども110番がよくありますよね。個人の家とか。

○仁藤委員 そうですね。本当にそうだと思うのですが、でもやはりなかなか坪井さんとかもかわっていても本当に大変だと思うのですけれども、試し行動だったりとか、何を盗むかわからないですし、何を壊すかわからないし、包丁を持ち出して殺されるかもしれないみたいな状態になっている子もいるので、もうちょっと専門性を持った人とか、そういう人をふやしていくということも必要だなという思いがあって、よく「うち泊めていいわよ」とよく言われるのですけれども、いや、泊めたら本当に大変なことになるけれども、大丈夫かなみたいなのがすごくあるので、そのぐらいボロボロの状態になってしまっている子がよくいるのですね。

なので、やはりそういう研修も含めて、できる人が増えるようなやり方が求められていると思いますね。

○岸委員 ありがとうございます。

○山本委員 済みません。

○古賀部会長 どうぞ。

○山本委員 お2人にではなくて、ちょっと事務局側にというか、この計画の中に、何かやはり子供たち、居場所のなさというのが、本当に東京では最大に、みんな東京に集まってきているという話がこの間からの議論もあって、やはりこの計画の中の課題とデータなどを見てみると、非行の加害者側の補導というのはあるのですけれども、本当に居場所がなくて保護された人の数とか、そういうものがやはり見えないのですが、そういうデータを東京都、警視庁の方とかも出向でいらっしやると思うのですけれども、そういうデータはどこにあるのか。本当に東京のそれが特徴だと思っていて、今回、お二方からの話からも、明らかに本当、JKビジネスでアメリカの国務省から本当に人身取引売買ですと指摘されている恥ずかしい状況があって、私も、今、NHKワールドにいるのですけれども、本当にそういった状況、日本のJKビジネスというのが、ビジネスとして本当に18歳以下が性の対象になっているというのは、やはり本当に恥ずかしいことではあるので、そういったデータを警視庁なり東京でどれぐらいこういった実態が先ほど仁藤さんは200件のお店があって、恐らく5,000人ぐらいが働いていただろうとなっているのですけれども、実際、そういった被害に遭うべき、居場所がないという子供たちの実態というのは、何かデータが東京都にあるのでしょうか。

○古賀部会長 今、答えられますか。大丈夫ですか。

○野村青少年課長 現時点で公表されているものについては、ないということで、現時点ではここに盛り込まれていないということで。

○古賀部会長 恐らく、先ほど出ていたようなある種の風俗営業の店舗だとか、そういうもののカウントや補導者数は出ますが、今、お話しのような、いわば難民化したというか、そういう部分については、きっと恐らくほとんど実態は把握されていないのではないかと。また、把握の方法もいま一つ明瞭にはなれないかなと。その辺どうなのでしょう。

○野村青少年課長 若干、もしかしたら違うかもしれませんが。まさに川崎の事件を受けて、文科省では、例えば7日間連絡がとれないということで、全国調査をかけたりにしている状況ですし、そのあたりどう把握するか、逆に把握すれば、それをどう対処するかというのがわかるというか、見えてくるはずなので、そこが一番難しいと考えられます。

○古賀部会長 ということで、実態が明瞭でない部分もあるわけだと思います。

それこそNHKは例の住民票のない子供たちというものを特集されていましたが、同じような問題を抱えているかと思いますが、その手前ぐらいのところのお話でまず把握できる

ところを対応ということかと思えます。

事務局のほうでも何か関連データがあれば、後でまたお示してください。

よろしいでしょうか。

ちょっと時間が大分予定をしたよりは過ぎてしまっているのですが、まだ何かご質問・ご意見があればもう少しだけ。

どうぞ。

○土井委員 済みません。

今のデータの件でちょっと気になったので坪井さんにお伺いしたいのですけれども、カリヨンに入ってくる子供の多くは、児童虐待を抱えているというお話だったのですけれども、割合ですね、今日拝見した資料の中では、全体の中のどのぐらいかという資料がなかったので、どのぐらいのお子さんがその児童虐待、児童虐待だけというわけにはいかないと思いますから、例えば、非行の背後に、もうおっしゃったように虐待があつたりするので、実際には区分けは難しいかと思えますけれども、その虐待が原因で入ってきたと想定されるお子さんがどのぐらいの割合いらっしゃるのかということと、それから、最近、児童虐待の新しいデータが出て、非常に増えているという話がありますけれども、この解釈をめぐって、従来、眠っていたいわゆる案数が表に出てきた面もあるとも一方で言われているわけですよ。現場にいらっちゃって、その案数が出てきた面とそれから現実に増えているのかどうかというところがよくわからないので、その点、現場にいらっちゃって実感をお伺いしたいと思うのです。

○古賀部会長 いかがでしょうか。

○坪井委員 背景というのは、今、カリヨンに入居してきている子供の背景という意味でおっしゃっているのですね。

○土井委員 はい。

○坪井委員 これはもう100%虐待です。

そういう意味では4種類ありますよね。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト。あとその4つに当てはまらない子はいないです。

家族に問題がなくて、逃げてくるという子は来ていません。

多分、JKビジネスに場合によってはそうでない人もいるかもしれないですけども、子供が家を出て、シェルターというところに隠れ住んでまで、親から逃げなければいけないとい

う子は、やはり相当な子たちなので、それは虐待がない子はいないです。

それでしかも長い期間虐待をされてきた子がほとんどです。

幼少期からとか、あるいは再婚家庭で、母親の愛人とか、そうした人たちからとか、そういう形の複雑な家庭の中で、小学校から始まったとか、中学になってから始まったとかありますけれども、基本的には全て虐待です。それが100%です。

それから、虐待の増加ということに関しては、私も児童相談所の協力弁護士もしていて、児童相談所の現場にいて、通報を受けるという仕事も一緒にしてきたのですけれども、やはり増えていると思うのです。実感。実態として増えている感じ。件数も物すごいなぎのぼりですよ。確かに、見て見ぬふりをしないという人が増えたことは確かだと思います。今まで通報しなかった人が通報してきたということですが、でも本当に深刻な虐待がとにかく入ってきて、児童相談所も大変な状態です。野戦病院状態と言いましたけれども、そういう状態になっています。

シェルターも、5年前だったら定時制高校の先生だったのです。相談してくる方が。

定時制高校ぐらいだと、やはりいろいろな困難を抱えた子供さんたちが来ているので、もう家に帰さないという状況になったときに、先生が、定時制高校の先生はすごくいい先生が多くて、子供たちの相談に乗ってくれるし、その先生がもうこの子返せない。でも児相は受け取ってくれないしと。それでシェルターに逃がしてくれないかという相談だったのですけれども、先ほども言ったように、このごろは全日制の高校の先生からかかってくるというのは、もう普通に行ったら普通の高校生です。だから、非行にも走れない子という意味で普通の子なのですけれども、その子たちの性虐待が特に多いのですけれども、性虐待で家に帰せないというので、高校の先生からシェルターの打診が来るというケースがどんどん増えているのです。

そういう意味では、埋もれていた子供たちが、今までSOSを出してはいけないというか、特に性虐待はそうなのですけれども、いい家であるほど、出してはいけない、家を守らなければいけないというようなところで頑張ってきた子が、だんだんこれが虐待だというのを知識と知り、そして逃げるところがあるらしいと知りという、そういうことでSOSを出してきているという、潜在化してきたものが出てきているという、性虐待の増加には、すごくそれを感じています。

○古賀部会長 実態としてですよ。虐待の本人によるカミングアウトというか、その部分と

いうのは非常に重要な確認が必要なところかなという印象をお聞きしながら思いました。

ほかにどうでしょう、まだご意見。

井利先生。

○井利委員 今のと関係しているかと思うのですけれども、仁藤さんのお話でもありましたように、グレーゾーンの問題がもう一つありまして、境界知能とか、それからどちらにも入らないということですね。医療で、医療の保護も受けられないし、かといって、一般のところにも入れない。そういった例えば刑務所にいる方の中で境界知能の方というのは非常に多いのだといったようなデータをどこかで見て覚えはあるのですけれども、そういったところの実はグレーゾーンの方が非常に多い中で、私たちはその支援が抜け落ちているのではないかといったようなところをデータとして、もしあれば出していただけるといいかなと思います。

○古賀部会長 今のお話はいわゆる医療的対象になるか、福祉的対象になるかの境目というような意味でよろしいですか。

○井利委員 そうです。実際にはその医療の対象にもならないし、福祉の対象にもならない方たちというのがたくさんいて、そういった方たちの行き場所、それから居場所、それから支援する場所がないというところが、そこはやはり地域の中で支えていかなければならない部分ですし、そういう若者を支えていくのだというような意識の改革が必要かと思えます。

○古賀部会長 この後も、またちょっとその隙間といいますか、先ほどちょっと坪井先生からお話がありました。その部分は議論していきたいところかと思えますが。

○坪井委員 1つだけ。

○古賀部会長 はい。では。

○坪井委員 昨日学んだばかりなので偉そうに言えないのですけれども、昨日、弁護士会で研修会があって、東京都でTOSCAという発達障害者支援センターをつくっていらして、その所長に来ていただいてお話を伺ったのですが、発達障害を抱えている子供たちのための支援、地域支援のために、TOSCAが市区町村とどうやっているかということをお伺いして、確かにそういうところを穴埋めしていこうとしている活動が始まっていると思いました。

○古賀部会長 ちょっと昨日、私、生涯学習審議会に出たのですけれども、やはり高校中退のフォローアップの話のときに、今まで以上に福祉と医療をそこへはめ込まないという話になっていきました。やはり、対象の方たちが今のお話のようないろいろな障害というものを

訴えるケースも多くなりましたので、大分変わってきたかなという印象を持ちますね。

ちょっと時間的なものがありますが、ほかの委員の方は。

どうぞ。

○寺崎委員

お話を伺って、大変参考になりましたという言い方がいいのかどうかわからないのですが、私どもが日ごろそうだろうなと思っているところのさらにその裏を今日話を伺えたというところが、非常にまさに参考になった、あるいは参考にしなければいけないと思うのです。そういう意味で、1つは日本の子供に対する買春とかあいう行動というのは、かなり前から言われているし、批判されていますよね。そのことが相変わらず続いていて、国際的にも批判されている状況があるということ、やはりこの冊子の中のどこかに盛り込むべきではないかという気はしますね。やはりその認識を広めないといけない。

私など、義務教育でやっている者でさえも、そういうことはいろいろなところから言われていますけれども、やはりそのことが1つ非常に今日気になりましたね。

それからもう一つは、年齢的に中学生から高校生の問題のようですが、私自身は小学校が専門ですから、6年生が百四十何名卒業していく卒業式に出ていて、正直、立派に卒業していくように見えるのですが、担任に聞くと、この子たち、さまざまなのだという状況はもちろんある。私自身も経験しましたが「この子大丈夫ですよ。将来自分のパンツを売って生きていきますよ」などと言う親も現実にいるわけですね。

そうになると、小学校からの取組というのは、やはりもっともっと学校・教員も真剣に考えなくてはいけない。今、中教審が審議しているチームとしての学校の在り方などと格好いいことを言っていますけれども、そういうシステムそのもの、制度そのものをやはり教員だけではない関係性の中で、子供たちを見守っていく世の中を、抽象的な言い方しかできないのですけれども、つくっていく方向をしっかりと目指さないといけないなということを感じました。

○古賀部会長 あとよろしいですか。

峯岸先生、よろしいですか。

○峯岸委員 はい。

○古賀部会長 大丈夫ですか。

では、一旦ここまででこの議論を打ち切らせていただいて、そして休憩をさせていただきます。

て、また継続して後で取り上げていただくことにいたしましょうか。

それでは、お手洗いとか、そういうところに行かれるところは、出口のエレベーターのところのホールにございますので、ちょっと休憩させてください。

10分間ということで、今、42分ぐらいですか。5分ぐらいがいいですか。

○野村青少年課長 5分で。

○古賀部会長 では5分間。ちょっと短くしまして5分間ということで、47分ぐらいまでお休みさせてください。

では、まず休憩させていただきます。

よろしく申し上げます。

(休 憩)

○古賀部会長 では、やることにしましょう。

それでは、皆さん、短い時間の休憩でしたけれども、少し残りの時間、あとそうですね、残っている時間としては30分あるかなという感じになっているのですけれども、やれる限りやっていきたいと思います。

まず、事務局のほうから、資料1、2を使いながら説明を、この会議の運営についてご説明いただいて、これを審議させていただきますが、よろしく申し上げます。

○野村青少年課長 ありがとうございます。

今まで2回専門部会を開催させていただきまして、さまざまなお意見をいただいたりして、一応この計画につきましては、夏頃策定ということの目途としてお話しして先生方にお集まりいただいているのですけれども、非常に限られた時間の中で、どうさまざまな議論を収束していくのかということについて、ご不安というか、ご質問をいただいたりすることもございましたので、今回、資料1という形で、今後、どう進めていきたいかということを取りあえず、現時点で事務局として考えておりますことについてご説明させていただきたいと思っております。

まず、この専門部会でご議論いただいた内容につきましては、1の「都の青少年行政への反映の方法」に(1)から(4)までございますが、ご議論の内容は、このいずれかのところに落としてというか、どちらかに入れていきたいと考えております。

まず、具体的なお提案であって、かつ夏までに計画に盛り込んで都でありますとか、区市町村として、来年度から5年間取り組んでいくと明確にこの時点で位置づけられるものにつ

いては、子供・若者計画本文の加筆修正という形にしていきたいと。そういう形で反映させていきたいと考えております。

次に、今後、都の青少年施策を考える上で参考となりますような、例えば先駆的な取組事例でありますとか、先生方のご専門、ご研究の中で、都の青少年行政の中に取り入れるべき視点などをご提供いただきましたご意見につきましては、(2)にございますが、お願いできる先生方につきましては、先生方お1人お1人にコラムのような形でご執筆いただいて、計画の中に、今、その枠の中ではありますけれども、計画の中に入れていくというようなことを考えております。

そのコラムを何本用意するかとか、また、その具体的なテーマにつきましては、また今後、古賀先生や皆様にご相談させていただきますが、例えば、家庭的養護ということの重要性である、例えば新しい形の家族ということで、この間、山本先生からご本などもご提供いただきましたが、そういうものでありますとか、例えば、もしくは青少年の社会的自立の困難さについての調査、古賀先生されていらっしゃると思いますが、ほかにもさまざまな調査があると思いますけれども、そういうものについて、材料を提供いただくというようなことについて、例えば、コラムを書いて、子供・若者計画の中に位置づけて、今後の参考にしていくというようなことで(2)を考えております。

さらに、もしかしたら(2)とかぶるかもしれないのですが、子供・若者計画に係る諮問が終了しました夏以降、今後、都として取り組むべきものをご議論いただく場として青少協がございますけれども、その場で取り上げていくテーマとして、専門部会の皆様でご意見が一致する内容がございましたら、その答申案の中に盛り込んで、それが計画の中ではないのですが、今後の議論をこういう形でこのテーマについてはより深めて例えば今後取り組もうとして施策を立ち上げていくべきというようなことで、答申に入れていただくというチョイスが(3)としてございます。それは今後の課題ということ。

最後に、現在の青少年をめぐる問題、課題と認識はして、その現状というものは都としては受けとめさせていただくのですが、では果たしてそれが何でしょうか。例えば、もともと国がまずは取り組むべき課題であるというようなものもあると思います。もちろん都があらかじめ都の行政として受けとめるということが必ずしも可能ではない、もしくは適当ではないような課題もあると思いますし、もしくは民間がより先駆的にやっていただくものなどもあるかもしれません。

そういう形で、なかなかその整理が難しいものがございましたら、それは専門部会における議論として議事録に載って、それは公開されていきますので、そういう形で公開するといふところで問題提起にかえさせていただくというような(1)から(4)という形でのいずれかの整理を短時間ではありますがしていきたいということで考えております。

具体的に「2 今後の進め方」にまいりますが、ではどのような点を(1)(2)にどう落とし込んでいくのかということにつきまして、2の「今後の進め方」のところでございますが、まず、ちょっと今日時間が非常に限られているのですけれども、例えば、本日ご議論いただく予定の地域における具体的な支援、効果的な支援のあり方、その中には子供・若者支援地域協議会の効果的な運営のあり方等も含まれるのですけれども、そのような点につきましては、今後、第7回専門部会までの間のいずれかにご議論いただきたいと考えております。

それが(1)なのですけれども、それで2の「今後の進め方」の(2)でございますが、専門部会における第7回までの専門部会における議論と並行いたしまして、事務局のほうでは、以前、先生方に意見照会票等においていただきました論点を(1)から(4)のいずれに整理していくのかということを検討して、整理をし、専門部会長を初め、先生方にご相談させていただきながら取りまとめて、一応、いただいたご意見の整理の仕方も含めてなのですけれども、第5回の専門部会というのが一応5月の上旬に予定しておりますが、そのころまでには、どの問題を例えばコラムにさせていただく。どの問題を計画に載せさせていただくというところ、事務局案を提示させていただき、その後、先生方とのメール等による意見照会が中心になるかと思いますが、第6回及び第7回でその整理の仕方、答申内容についてのご議論をいただこうと考えております。

以上が2の(2)及び(3)なのですけれども、(4)としまして、先ほど申しましたコラムの執筆につきましては、テーマを絞ってまたご執筆いただける先生方に、先生お1人お1人にご相談させていただきまして、一応、時間的な目途といたしまして、5月末ぐらいまでにその可能な先生方には執筆をお願いしたいと考えております。

大まかなところ、今後の進め方はそんな形で、余りイメージはわからないかもしれませんが、考えておりますけれども、それと(5)で同時並行といいますか、結局、意見照会票でいただきましたご意見は、非常に多岐にわたっていて、非常に深いものもありまして、事務局としてどこに収束させていくかという案もちろんございますが、できれば、この会合を持つのはなかなか日程調整も非常に難しゅうございますので、専門部会長やもしくはそのテーマご

とかもしれませんが、何人かの先生に随時というか柔軟にお集まりというか、ご相談させていただくような場、その正式な堅い会ではないのですけれども、そういう打ち合わせ的なものをちょっと柔軟にさせていただければと思っております。

それについては、どういう形でやっていくかということも含めて、加藤副会長や専門部会長にご相談させていただいて、特に大きなテーマをいただいておりますけれども、それらについては、中心のかつ柔軟に動いていただける先生方とご相談させていただきつつ、例えば、本文への加筆であれば、具体的な書きぶりとかというものを調整させていただきたいと大きなところで今後の進め方を考えております。

それで、開催スケジュール、本日、卓上に日程についてお伺いする紙を置かせていただいておりますけれども、現在、確定しているスケジュールとしまして、次回、第4回が4月8日ということで考えております。

第5回につきましては、既にご予定を伺っている中で候補は絞られているのですけれども、まだちょっと確定をしておりませんでした。その後、もしかすると、先生方ご予定も入っていらっしゃる方もおられると思いますので、再度調整させていただきます。

第6回が5月下旬、第7回は一応、6月11日とさせていただいております。

ただ、これについても、日程、ご予定を伺います。この6月11日はなぜここを置いているかということ、会議室の都合でございまして、大きい部屋がとれているということで、その辺はご了承をいただければと存じます。

その後、一応、専門部会としては第7回を区切りと考えておまして、答申に向けてその後は段階を踏むといえますか、第1回拡大専門部会ということで答申案について全て都議の先生も含めた全ての先生方のおられる場での議論、その次に第2回総会ということで答申という形で進めてまいりたいと思いますが、この中に随時、その検討用の打ち合わせ会合ということを持たせていただければと考えております。

資料1につきましては以上でございます。

資料2のほうで、専門部会の運営につきまして、少しお諮りしたいことがございます。

実は、前回、第2回の専門部会におきましては、多数の傍聴希望の方がございまして、何人かの方は会場に入れないと、かつ議論の内容がなかなか外からでは聞き取りにくいというようなことでご迷惑をおかけした経緯がございます。

また、第2回専門部会において使用した資料の中には、一部個人情報に該当するような配

慮が必要な部分もございましたことから、この際、先生方に会議の公開等につきまして、お諮り、ご議論いただければと考えております。それがこちらが考えた運営案が資料2でございまして、ご議論いただく中心となりますのはこの3の部分なのでございますけれども、この専門部会自体は青少年問題協議会の総会において設置が決定されました。1のところですが、設置が決定されたものでございまして、添付しております東京都の附属機関等設置運営要綱でありますとか、その要綱の取り扱いについての通知文にございますが、その中で言うところの分科会に当たると考えております。

さらに、添付の規定に基づきまして、原則として公開で運営していきたいと考えておりますけれども、この運営についての（案）の3のところがございますけれども、傍聴の希望人数が、例えば、会場の収容人数を超えてしまう場合がございますとか、審議内容に個人情報が含まれる場合、その他、専門部会長や出席の委員の過半数の方々のご意見、ご判断等により議事を非公開とできるような規定を置きたいと考えております。それはその時々々の審議の内容等に基づいて、その場その場で基本にご検討いただければと考えております。

また、4のところなのですが、この専門部会自体が、専門的事項を審議するものとして設置されておまして、議論された内容につきましては、後日、議事録をホームページ等に公開することを予定しております。そういうような形で一般都民の方々はもちろん、都民に限らず、一般の方々には議論の内容をご覧いただくことは可能ですので、そういうことをもって、開催日時等の広報は従来どおり積極的には行わずに開催していきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。そのあたりについては、先生方にちょっとご議論いただければと思っております。

○古賀部会長 では資料1のほうからご意見をいただきたいと思っております。

これは、お手元にある子供・若者計画の素案に議論を書き込んでいくその書き込み方とか、それから漏れるものをどう拾うかとか、あるいはそこへ盛り込むご意見を集約する方法として、どういう会議の進め方をするかというようなこと、それにスケジュールということで、どうぞ、どのような角度からでもご意見があれば。

どうぞ。

○山本委員 済みません。NHKの山本です。

議論の反映の方法なのですが、やはり、皆さん忙しい方がこれだけ集まって、熱心に議論していること、あと共通の認識として貧困問題を取り上げるですとか、古賀先生もお

っしゃっていらっしゃいますけれども、必要なデータとか、やはり本当にオリンピックも開かれる東京で、各県の子供・若者計画なども見てみますと、やはり県知事とかが顔を出して、我が自治体の若者とか子供をどうするのかということをやっているとなると、やはり東京都としての特徴とか、何が本当に力を入れて、東京都としてやっていくのかというのが、今の残念ながら本当に申しわけないのですけれども、今の3のを見ると、本当に内閣府の出したものがだーっとそのまま書いてあるような印象がありまして、ちょっと各自自治体のものと比較しても、せっかく東京都がこれだけの委員の方を集めてやっていらっしゃるのにもったいないかなという意見にも書かせていただいたのですけれども、本当に、全国、首都東京として出すとしたら、これは本当にいいのかということがあるので、ぜひ、やはり主なところというか、軸となるところは、加筆をしていただきたいと思います。

記者の目から見ても、では東京都としてこれで何をやっていくのでしょうかというところで、何を記事にしましょうかといったときに、残念ながら東京都がこれを目指すというものが見えないのはもったいないと思っていますので、ぜひコラムでもいいのですけれども、せっかくなので、やはり東京都としての特徴、課題を何として把握して、何に向かってこういった計画をきちんとやっていくのかというところの軸といいますか、それははっきりと示したものができればいいかと、これまでの実績などを見ても、やはり各テーマでこう打ち出してきているものがあるので、今回のこの協議会としても、何を打ち出すのかというのは、古賀先生、過去にも委員長をされたりしていますけれども、なので、せっかく委員をさせていただいたのであって、これだけ参加しているのであれば、しっかりとしたものが出せると思います。

○古賀部会長 事務局はいかがですか。今のことは。

○野村青少年課長 そのような形で打ち出せれば考えているところではありますが、ちなみに、先ほどの先生のお話にもありましたけれども、東京都独自の視点というものは、なかなかどう切り取るかというのが難しいところなのですけれども、そのあたり、先生。

○山本委員 やはりちょっと今まで取材してきた経緯とかからしても、先ほどから委員の先生たちも出していらっしゃるとおり、やはり東京としての特徴ですね。何を東京として課題として見ているのかというのがあればと思うのですけれども、本当に網羅的にいろいろなことがこれだけ人口がいるところであるのはわかるのですけれども、やはり居場所のない子供がいて、これだけ保護が必要な子供がいてというところがあると、これは貧困の問題とかもあ

るのですけれども、やはり、その何を東京都として一番課題として見て、それに対してどう取り組むのかという柱が、大都市、人口のこれだけいる中で何もこれがないというのが東京の子供をどうするのだ、若者をどうするのだというところが見えないので、ひきこもり、ニートの子供というのですけれども、では東京の特徴は何だろうかというところ、これだけ若者が集まってきて、居場所がないとか、保護が必要な子供がいるとか、そういうことがあるので、本当にスローガンになるようなこと、東京都としてこれをやりますと。2020年オリンピック・パラリンピックが来る都市として子供・若者に対してこう取り組んでいますというものが何を東京都としても打ち出すのかと。やはり課題の分析をちゃんとしていないというのが一番の課題かと思っていまして、何かデータもとりあえず内閣府が出しているから、こういうものを出してきているという、東京都が取り組んでいるものを出しているのですけれども、やはり、各県、各自治体のもを見てみますと、比較してみますと、どういうことが課題なのかという分析をしっかりとしていると。やはり、その中で、この県は、この市はこういうことが課題だから、これに力を入れますという打ち立て方をしてるので、かけている期間も取組方もさまざまですけれども、各自治体、しっかりとところを見てみますと、1年半ぐらいかけて計画を立てているところもありまして、しっかりと若者についての調査をしている。群馬とかも、しっかりと1年半ぐらいをかけてつくってたりするのですよね。

そうすると、やはりそういうところを比べると、今もおっしゃったように柱が何かかわからないというのは、結局は東京都として若者の課題とか、子供の課題をしっかりと分析していないからというがあるので、今から調査するというのは、時期的に難しいのですけれども、やはり古賀先生、内閣府のことをやっていらっしゃる先生もいらして、皆さんいろいろなことをやっているの、ちょっと本当にそこを掘り下げてその優先順位をつけて出していくというのが大事かなと思います。

○古賀部会長 今のご意見は、私も非常にそうではないかなと思っっているの、先ほどずっとありましたけれども、検討会みたいなものも設けられるようですから、そこで意見を聴取していただいて、また、今、ご意見があったように、東京は世界的に見ても、今や特徴的な都市になっているわけですね。世界で最も安全な都市ランキング1位、東京ですから、これは我々の想定しているイメージとは大分違うわけですが、そうなっているというようなことも含めて、それにふさわしい青少年育成というようなイメージを伝えたいという、それは非常に大事な点だと思いますので、順次そういう会を開催していただきながら拾い上げ

ていただけないかとこれは私のほうからもお願いしたいところでございます。

では、そんなことで、基本的にはこの子供・若者計画のこの部分を書き直すというのがまず前段になればいけない。書き直すというか、加筆修正していきますので、これはやはりまたご意見をいただいて、集約して直していきたいと思います。

その後で、先ほど出ましたような足りない部分はコラムというような方法論になっていくところお考えいただければいいのではないかと思います。

どうぞ。

○仁藤委員 済みません。これからその議論を進めていく上で、各委員の方どんな意見をお持ちなのかというところを意見書を出したものを、例えば全委員の分を共有してもらおうというのが先にあると、何かこの人はこういうところに問題意識を持っているのだなとかわかるのでいいかなと思うのですけれども、そのあたりというのはどうですか。

○古賀部会長 事務局、どうですか。

○野村青少年課長 第2回に似たようなお話をいただいて、つけておりました第2回専門部会の資料4が先生方からのご意見の集約版だったのですけれども、もし、先生方のご了承をいただけるようでしたら、PDF等になるかと思うのですけれども、集約して提供させていただきます。

○山本委員 そのまま添付していただけたらいいのではないですか。

ご本人たちがそれでいいと言えば。

○野村青少年課長 紙ですか。

○山本委員 紙というか、PDFにしてもらっても、そのまま集約とかはせずに、そのまま。多分、皆さんそれでどうしても嫌だという方とかがいなければそうしていただいたほうがありがたいかと思います。

○古賀部会長 要するにあるいは事務局はもう整理して、私はこの進行のために見たりしているものがあるのですけれども、そういうものでもいいかと思います。整理したものもあるかと思いますが。

○野村青少年課長 資料4の仁藤先生はそうではなくてそのものというお話のような。

○古賀部会長 そのものいいですか。

○仁藤委員 集約されていると、ちょっと何かどういう、わからない。

どちらも欲しいです。何でそこだけピックアップしたのかなというのもやはりわからない

と何であれ入っていないということになると。

○古賀部会長 わかりました。

○仁藤委員 もしシェアしないで欲しいという方がいたらあれですけども。

○古賀部会長 では、両方つくっていただいて、ちょっと字が汚いみたいな場合もあるかもしれませんが、それはご勘弁いただいて、両方出していただくと、集約版とそのままのものを出していただいて見ていただくと。それでシェアしていただいて、それにあわせてまたご意見をいただくということではいかがですかね。

○野村青少年課長 はい。お願いします。

○古賀部会長 では、そのようなことで、開催スケジュールについては、これは結構タイトなものとお考えいただきたいのです。

ですから、6月11日にこの専門部会の一定の結論をいただくということは、逆算いただくとおわかりのとおり、もうあと3カ月あるかないかということですので、少し早回しにちょっと進めてやっていただけるといいかなと思っております。

よろしくお願いします。

ほかにはよろしいですか。この資料1の部分は。

もしよろしければ、資料2のこの運営規定のほうなのですけども、先ほどもちょっとお話が出たのですけれども、全部公開という形になれるかというようなことで、必要に応じては、若干規制させていただくということもあるのかなというお話なのですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○仁藤委員 まず、3番の「(3)委員間の率直な意見の交換等が阻害されると専門部会長が判断した場合」というのは、具体的にどういうイメージなのかなというのがちょっとわからなかったもので、それが1つと。あともう一つ、東京都としては、積極的な広報をしないということで、4番目に書いてあるのですけれども、その理由というのがちょっとわからないなと思って、なぜかという、会は傍聴可能ということになっている会だけでも、会の告知がされなかったら、傍聴できないということと同じだと思うので、そこが何でかなというのと、私としては、関心を持ってもらうためにも、パブリックコメントとかを募集すると前に伺ったので、結構若い世代とかかわっていると、そういうどうやって自分たちの青少年の問題が大人たちですよ。皆さんに議論されているのかということは、若い立場からしても、開か

れたものであるほうが委員の意識としても、都民の意識を高めるためにも必要なのではないかと考えているわけですが、東京都が積極的に公開しない理由というのがここには書かれていないと思ったので、どういう理由なのか教えて欲しいなと思って。結構、内閣府の会議とかでも、オープンになっているものが多いと思うので、なぜあえてそこを告知しないのかみたいなところを。

○古賀部会長 では、事務局、どうぞ。

○野村青少年課長 今、内閣府のほうの会議ということでございますが、内閣府もオープンになっている会議もございますが、その下で実質的にたたき合うというか、その素案とか、案をたたき合うところというのは、必ずしもオープンに全てなっているところではございません。

そのような意味で、分科会と先ほど位置づけさせていただいたのが何かといいますと、そのこの場というのは、まさに総会が専門的事項を審議するものとして機動的、弾力的に運用するものとして置かれているところがございます。その意味で、事務局としまして、ある意味、ある程度生煮えな案とか、そのようなものもお諮りして議論していただくということもある程度想定されているところがございます。

それらにつきましては、例えば、その内容が外に出ていくということになると、あくまで検討途上のものが出て、それが一般的にひとり歩きすることで、もしかするとサービスを受けになる方のほう、もしくは求める方のほうに混乱を生じさせてしまうかもしれないというような懸念もございますし、そのあたりというのは、やはりこの場での議論を全てそれがついて持ってってくれるわけではございませんので、そのあたりの懸念があるところを鑑みますと、そうするとどんどん事務局としては、完全にセットされているものしかなかかなか出せなくなってしまうとか、そういうところでわざわざ分科会を置いてご意見をいただくというメリットがなかなか得られないというような懸念もございまして、そういう形で書かせていただいています。

また、先ほども申し上げましたが、ここでの議論につきましては、議事録で公開をされます。何がそこで議論されているのかというのは、ここでリアルタイムでいらっしゃるということではなくても、内容を把握して、それについてご関心を持っていただくことというのは可能でございますし、また、例えばキャパシティー、会場のほうが十分な席数がない場合には、聞ける人と聞けない人ということで、またそこには運営の難しさもございまして、そ

ういう形で非常に限られた収容人数というあたりも踏まえすと、積極的に広報をせず基本的には議事録を見ていただくというところがよいのかなと考えて、このような案とさせていただきます。

○仁藤委員 ありがとうございます。外に内容が出て行かないようなということであれば、それについて対策をとれば可能なのではないかと思ったりするのですけれども、何か資料を持って帰らないようにするとかということ。

○古賀部会長 あれではないですかね。今のはどちらかという、議論の中で、いろいろなこれからちょっと過激な要素というか、思い切って言わないといけないことが出てくるという想定があるのではないかと思います。

ただ、きっとこれは誤解が生じてはいけなくて、公開が原則であって、クローズしたい要素のあるときには、クローズを求められますよというお話かと私は伺ったのですが、よろしいでしょうかね。

○野村青少年課長 そうです。

○古賀部会長 ですから、公開をしていくのだけれども、ちょっとその議論が特にこういう書き込みの細部にわたるとか、あるいはまた多少、それぞれの利害というか、そういうものがあるというようなものについては、ちょっと慎重にしたいというのが事務局の考え方です。

○仁藤委員 それについてはわかってはいるのですけれども、だったら、公開できる回に関しては情報を出さないと、見たくても来れないというので、実質的には傍聴できると装って傍聴できませんと言っているものと同じことだと思うのですよね。

なので、だったら、公開できない日はできなくていいと思うのですよ。そういう議論ができるときは。でも、そうでない日はここで何時から傍聴の方法ぐらいは何か都のページに1枚出すぐらいはしてもいいのではないかと思いますのですけれども、そもそもなぜかという、若い世代がこんな会議があるということすら知らないで、すごく問題だとそれは思っていて、やはり関心を持ってもらえないと、その当事者の意見をという話でしたけれども、多分、みんなパブコメもやらないな、このままではというのがあるので、私はそんな意見を持っているのです。

○古賀部会長 それはよろしいですか。

○野村青少年課長 承知しました。それでは、開催通知の広報の是非及び方法については検討

いたします。

○古賀部会長　ですから、皆様のご意向を少し伺って、クローズな必要性があるような議論のときというものはっきりさせていけばいいのではないのでしょうか。それはそれぞれが場合によっては口角泡を飛ばして議論をしていただくということも必要と考えていると思いますので。

そういうことでよろしいですか。

では、基本的には、今、お話のように公開するときは、きちんと日時等をお伝えして、それができないときは、皆さんのほうで確認していただいて進めると。

今日に関しては、ご発表の両先生には、公開について実はお諮りして、いいですかということでご確認させていただいているのですが、私は全く聞かれていませんでしたので、個人の情報の多い報告だったものですから、ちょっとびっくりしてしまったというのが正直ございます。

ですから、そうなってきますと、我々研究者の倫理ということがあったりもするので、どのぐらいのレベルで、少し深い話をしたほうが議論しやすいのかなと思ってしまったところもあったものですから、今のお話を聞きながら、少し確認できたなと思っております。

では、そのような形で、資料2のところ、よろしいですかね。進めさせていただきます。

では、1、2と終わります、もう時間的には既に20分も過ぎてしまっているのですけれども、本来は多機関連携についてこの後やるようになっていたのですが、ちょっと事務局、これは時間がとてもないと思いますが、どういたしましょう。

○野村青少年課長　また、もしよろしければ次回にちょっと宿題とさせていただければと思っております。宿題といたしますか、次回、議論していただきたいと思っております。

○古賀部会長　そうですね。では、次回にということにさせていただきますか。

井利先生、よろしいですか。

○井利委員　はい。

○古賀部会長　済みません。井利先生が一番今日そこでお話いただくつもりだったのですが、次回、もう一回持ち越しということにさせていただきます。

先ほども出ていたのですけれども、支援を受ける人たちがタイプが変わると支援の場合は冷たく感じたり、遠く感じたりして、行かないのではないかと。先ほど、アウトリーチとかデタッチドワークと言われるようなユースワークのいろいろな手法論のお話が出ていました

けれども、こちらから行ったほうがいいのかというお話もこれはやはりあるわけです。

特に、イギリスなどは徹底してそれをやろうとした過去があるわけですから、そういうお話が1つあるし、それから、先ほどスクラム型のことでもありましたけれども、これについても、やはりこの間も事務局とお話ししましたけれども、ワンストップでやはり受け口をきちんとつくらないと、どこに行っても話がきちんと解決できる道に行くようにしていないと、なかなか入口探しで多くの人が嫌になってしまう、疲れてしまうというようなこともあるので、その辺の協議会をつくることと同時に、実際にいろいろな困難を抱えた人が生きやすい仕組みづくり、あるいは機能的な連携づくりということが要求されていると思うのですね。これは内閣府でも非常に議論になったところだったわけです。

それは、要保護児童対策のところの協議会とここの協議会と重なっていく問題性があるかと思しますので、次回、その辺を中心にきちんと議論していただいたほうがいいと思うのです。

これは単に、縦割りは悪いと言っているもしようがないところもあって、いかにその縦割りを横につなげていけるのかという仕組みとしてそれをつくるかという議論をしないととても無理ですので、その辺のところも、次回、ぜひご意見をいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

そのような中身だったということで。予告で。

次回、よろしく願いいたします。

では、今日は両先生から大変重い話題をいただきましたし、また非常にこちらとしても勉強になりました。

今日お話を聞きながら思ったのですけれども、非常に深刻で危機的で困難な人がたくさん東京にはいるということがわかりましたし、同時に先ほど井利先生おっしゃったグレーゾーンというのですかね。その手前ぐらいで非常に多くの人たちが人口が多いですから、います。

ですから、その部分、つまり非常に深刻な事例をやるところと、もう少し緩やかに多くの人を対象にしていく施策が打てる所と、やはり2本柱が要るように聞きながら思いました。

その辺も次回以降、ちょっとご検討願いたいなという気もしました。

つまり、非常にきちんとしたターゲットがあって、そこにやるべきことというのはもちろ

んあるのです。

それと同時に、もう少し緩やかに、多くの人にやっておかなければいけないことというの
も一緒に考えていきたいという気がしました。これは私の感想ですが、ぜひ次回以降、そこ
を考えたいと思っています。

では、ここで大分30分近く超過して申しわけありませんでしたが、今日はここまでという
ことで、事務局はよろしいですか。

○野村青少年課長 それでは、次回なのですけれども、本日積み残しの議論とあとはプレゼン
としましては、阿部先生、川村先生をお願いしております。

阿部先生につきましては、そのプレゼンと引き続き、その話題になりますが、貧困の取り
扱いについては、また議論させていただき予定しておりますので、よろしく願いいたします。

あと最後になりますが、青少年対策担当部長、坂田につきまして、この4月に異動という
ことで一言ご挨拶を申し上げます。

○坂田青少年対策担当部長 事務局から失礼いたします。

青少年対策担当部長の坂田でございますが、このたび、4月1日付でこちらの青少年・治
安対策本部から中央卸売市場という、築地市場の移転の関係のほうへ異動することになりま
した。今日、青少年問題協議会では、子供・若者計画という非常に都の青少年行政が目指す
べき方向性を示す重要な行政計画を審議させていただいております。

最終答申を見ることなくこの3回目の専門部会というところで離任はまことに心残りでは
ありますけれども、本日はご不在の加藤副会長を初め、専門部会の運営をお願いしておりま
す古賀部会長、委員の皆様には、本協議会に多大なご協力を賜りまして、改めて御礼申し上
げます。

後任は、福祉保健局から稲葉という部長が着任いたします。

稲葉は、こちらの青少年関係の健全育成審議会の委員の経験もありますし、児童相談所の
次長もしておりました。青少年行政にも詳しいと聞いておりますので、引き続き委員の皆様
のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶させていただきます。

どうもありがとうございました。

○古賀部会長 では、よろしいですか。

では、この日程調整票を出すのですか。これは来ていますけれども、これはいいのですか。

○野村青少年課長 お願いいたします。

今、ご記入いただける方にはお願いいたします。後日ファクス等でいただいても結構でございます。

○古賀部会長 わかりました。どうも今日はありがとうございました。

また、よろしくお願いいたします。

午後 6 時24分閉会